

大隅地域半島振興計画

平成 2 8 年 2 月



宮 崎 県



鹿 児 島 県

目 次

第1 基本的方針

1 地域の概況	1
2 現状及び課題	4
(1) 人口の動向	4
(2) 経済・財政力	4
(3) 交通及び情報通信	5
(4) 産業	6
(5) 水資源	9
(6) 生活環境等	10
3 振興の基本的方向	13
(1) 基本的方向	13
(2) 重点施策	13

第2 振興計画

1 交通通信の確保	17
(1) 交通通信の確保の方針	17
(2) 交通施設の整備	18
(3) 地域における公共交通の確保	20
(4) 情報通信関連施設等の整備	20

2 産業の振興及び観光の開発	22
(1) 産業の振興及び観光の開発の方針	22
(2) 農林水産業の振興	24
(3) 商工業の振興	30
(4) 観光の振興等	32
(5) その他の施策	34
3 就業の促進	35
(1) 就業の促進の方針	35
(2) 就業促進対策	35
4 水資源の開発及び利用	37
(1) 水資源の開発及び利用の方針	37
(2) 水資源確保対策	37
(3) 水資源の利用	37
5 生活環境の整備	38
(1) 生活環境の整備の方針	38
(2) 汚水処理施設、廃棄物処理施設等の整備	38
(3) 公園等の整備の推進	39
(4) 住宅関連対策	39
(5) 生活サービスの持続的な提供	39

6 医療の確保等	41
(1) 医療の確保の方針	41
(2) 医療の確保を図るための方策	41
 7 高齢者の福祉その他福祉の増進	43
(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針	43
(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策	43
(3) 児童福祉・障害者福祉その他の福祉の増進を図るための対策	45
(4) 安心して子どもを生み育てるための対策	45
 8 教育及び文化の振興	46
(1) 教育及び文化の振興の方針	46
(2) 地域振興に資する多様な人材の育成	47
(3) 教育・文化施設等の整備	48
(4) 地域文化の振興	49
 9 地域間交流の促進	51
(1) 地域間交流の促進の方針	51
(2) 地域間交流の促進のための方策	51
 10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	54
(1) 災害防除の方針	54
(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備	54

(3) 防災体制の強化	55
11 桜島火山との共存	57
(1) 桜島火山との共存の方針	57
(2) “火山を知る” ための施策の推進	57
(3) “火山とともに生きる” ための施策の推進	57
(4) “火山を生かす” ための施策の推進	57
12 自然環境・地域環境の保全等	58
(1) 自然環境・地域環境の保全等の方針	58
(2) 自然環境の保全	58
(3) 地域環境の保全と管理	58

第1 基本的方針

1 地域の概況

本地域は、宮崎県の日南市（南郷区域）、串間市、鹿児島県の鹿児島市（東桜島地区、桜島区域）、鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町の7市5町で構成された、九州東南端の南に突き出した半島であり、その面積は2,540.96 km²、人口は286,972人（平成22年国勢調査）で、宮崎、鹿児島両県の総面積の15.0%、両県総人口の10.1%を占め、人口密度は、両県全体の人口密度167.9人/km²を大きく下回る113.0人/km²となっている。

気候は、概して温暖多雨（年平均気温 17℃前後、年降水量 2,952mm）で、日照にも恵まれており、常緑広葉樹林、亜熱帯植物群落等生物資源の豊富な地域となっている。

本地域の大部分が肝属、高隈、鰐塚の山地と、シラス（軽石凝灰角礫岩）からなる台地によって占められており、土地はやせている。

半島は、霧島の山麓から細長く南北に伸び、佐多岬を最南端として東岸は日向灘に連なり、西岸は鹿児島湾に面しており、笠野原をはじめとする広大な畑地や、森林、高原等利用可能な土地資源を多く有する地域となっている。

また、鹿児島湾内では、桜島が大正3年の大噴火の際流出した溶岩で大隅半島と地続きとなっている。

河川は、霧島山麓に端を発する大淀川の上流が、北部を東進して宮崎県側に流れ込み、高隈山地の小渓は、肝属平野で合流して肝属川等となり鰐塚山地からの福島川等とともに志布志湾に注いでいる。

鹿児島湾岸の雄川、神之川流域及び志布志湾岸に、縄文、弥生時代の遺跡や古墳も数多く存在するほか、大化の改新頃は、熊襲あるいは隼人の本拠地といわれたところでもある。その後幾多の消長を経て、中世島津氏により統一され、藩政時代も大部分は薩摩藩の所領として明治維新に至っている。

また、藩政時代から肝属平野、笠野原、野井倉原などの開拓、用水が行われているが、シラス、ボラの特殊土壌に阻まれ、所得、生産性の低い地域であった。こうした状況を打開するため、大隅熊毛総合開発計画（昭和 23 年）、全国総合開発法に基づく南九州特定地域総合開発計画（昭和 26 年）、地域住民との長年にわたる意見交流を踏まえて策定された新大隅開発計画（昭和 55 年）などに基づき、国、県による地域振興のための取組が行われてきている地域である。

大隅地域の構成市町

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)
日南市 (南郷区域)	63. 16	10, 642
串間市	294. 98	20, 453
宮崎県小計	358. 14	31, 095
鹿児島市 (東桜島地区)	46. 44	1, 418
(桜島区域)	32. 20	3, 907
鹿屋市	448. 33	105, 070
垂水市	162. 03	17, 248
曾於市	390. 39	39, 221
志布志市	290. 01	33, 034
大崎町	100. 82	14, 215
東串良町	27. 69	6, 802
錦江町	163. 15	8, 987
南大隅町	213. 61	8, 815
肝付町	308. 15	17, 160
鹿児島県小計	2, 182. 82	255, 877
計 7 市 5 町	2, 540. 96	286, 972

鹿児島市（東桜島地区）の面積は、「2010 世界農林業センサス」による。

上記以外は、「平成 22 年国勢調査」による。

2 現状及び課題

(1) 人口の動向

本地域の人口は、昭和 30 年国勢調査の 466,128 人をピークに、平成 17 年 302,616 人、平成 22 年 286,972 人と減少を続けており、この 55 年間に 179,156 人、38.4% の減少となっている。この減少率は両県全体の約 3.6 倍という高いものであり、その結果、7 市 5 町全てが過疎関係市町として公示されている。

また、このような著しい人口減少が若年層を中心としたものであるため、人口減少に伴い高齢化が進んできており、南部地域においては 50%を超える高齢化率となっているところもあり、若年層の定着が今後の大きな課題となっている。

地域間においては、平成 17 年と平成 22 年を比較してみると、鹿屋市（鹿屋区域）を除くすべての地域で人口が減少し、南部地域の錦江町（田代区域）、南大隅町（佐多区域）などにおいては、10%を超える非常に高い率で人口減少が続いており、地域間で大きな格差が生じてきている。

(2) 経済・財政力

産業別就業人口比率を平成 17 年と平成 22 年で比較してみると、第 1 次産業就業人口比率は 23.0%から 20.9%へ、第 2 次産業就業人口比率は 20.6%から 18.9%へ、第 3 次産業就業人口比率は 55.4%から 58.0%へと変化している。

平成 22 年における宮崎、鹿児島両県平均の数字と比較すると、第 1 次産業就業人口比率が高く（宮崎、鹿児島両県平均 10.6%）、第 3 次産業就業人口比率が低い（宮崎、鹿児島両県平均 66.0%）ことがわかる。

本地域の平成 24 年度一人当たりの市町村所得額は 214 万円（鹿児島市（桜島区域及び東桜島地区）、日南市（南郷区域）を含まない）と、両県平均の 233 万円を下回っている。また、本地域（鹿児島市（桜島区域及び東桜島地区）、日南市（南郷区域）を含まない）の財政力指数（平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年平均）は 0.32 であり、全国平均の 0.49 と比較して低い。

(3) 交通及び情報通信

ア 交 通

本地域は、東九州自動車道の曾於弥五郎 I C から鹿屋串良 J C T 間及び大隅縦貫道の串良鹿屋道路が平成 26 年 12 月に開通したところである。

今後、高速交通網のミッシングリンクの解消を図るため、東九州自動車道、都城志布志道路、大隅縦貫道の広域幹線交通網の調査・整備を促進し、鹿児島空港、宮崎空港など域外との時間短縮が必要である。

また、現状では、地理的な制約もあり、広域幹線交通網へのアクセスになお相当の時間を要しており、この解消のために、今後とも、広域幹線交通網の整備と併せアクセスの強化、域内のネットワークを形成する半島循環道路等の整備を推進する必要がある。

地域内の道路網については、半島中央の鹿屋市を交通の要衝として、国道 220 号等が半島内各地を結んでいる他、国道 269 号、448 号、504 号、224 号や主要地方道鹿屋吾平佐多線、志布志福山線、南之郷志布志線、垂水南之郷線、内之浦佐多線、日南志布志線、市木串間線等が地域の主要交通路線となっている。

このうち、国道 448 号、主要地方道内之浦佐多線は、肝属山地や大隅沿岸及び日南海岸の出入りの多い海岸線が南部及び東部の交通の大きな障害となっており、未改良区間も多く残されていることから、この区間の整備が課題となっている。

一方、高度経済成長期等に集中整備された道路施設が急速に高齢化するため、適切な老朽化対策を推進する必要がある。

港湾については、志布志港は、九州唯一の国際バルク戦略港湾（穀物）に選定されており、南九州地域の物流拠点港湾として重要な役割を果たしている。背後圏においても東九州自動車道等の広域交通体系の整備が進むなど、その重要性はさらに高まっており、取扱貨物量は年々増加している。また、近年は外貿コンテナ貨物が急増しており、新若浜地区多目的国際ターミナルの整備等、一層の国際物流拠点港

湾としての機能向上が期待されている。

その他の地方港湾については、地域の活性化と再生のため、その利用促進を図る必要があり、防波堤等の整備や港湾施設の機能を維持するための整備など、各港湾の状態に応じた整備が必要となっている。

また、港湾施設の老朽化が進んでいることから、機能保全のための計画的な維持管理が必要となっている。

また、利用者の利便性向上のためのアメニティ空間の整備や薩摩半島及び宮崎県南部地域との交通ネットワークの充実が課題となっている。

地方バス路線については、地域住民の貴重な交通手段として運行されているが、過疎化やモータリゼーションの進展に伴う利用者の減少などから、運行維持が困難な状況となっており、地域住民の交通利便性を確保することが課題となっている。

イ 情報通信

情報通信については、情報化の進展に対応するため、携帯電話や光ファイバ網等の整備など、高度情報通信ネットワークの整備を促進する必要がある。

また、インターネットを活用した情報発信やコンテンツ(情報の内容)制作に係る人づくりなどを進める必要がある。

(4) 産 業

ア 農 業

農業については、本地域の大部分がシラス等不良土壌に覆われているが、笠野原台地をはじめ国営かんがい排水事業などによる農業基盤整備が進められ、水を利用した生産性の高い営農が展開され、野菜等の産地化も進んでいる。

また、我が国でも有数の畜産地帯で肉用牛、豚、ブロイラーについては、大規模な畜産経営が展開されている。

今後とも、本地域の農業が持つ有利性を最大限生かしながら、「かごしま食と農

の県民条例に基づく基本方針」や「食と農の先進県づくり大綱」，「第七次宮崎県農業・農村長期計画」等に基づく施策を総合的に展開し，「安心・安全・新食料供給基地」の実現を目指して，本地域の農業の一層の振興を図る。

イ 林 業

林業については，森林面積が1,625 km²と総面積の64%を占め，スギを主体に人工林化が進み，他の地域に比べて成熟度の高い林業地帯が形成され，今後，国産材の供給基地としての発展が期待されている。一方，近年，木材需要は増大しているものの，林業就業者数の伸び悩みや木材価格の低迷など，引き続き厳しい経営環境にある。このため，担い手の確保・育成や森林施業の集約化の促進，生産基盤の整備，木材の流通・加工体制の整備など，国産材の産地形成に向けた一層の取組が必要となっている。

特用林産物については，主にシイタケ，エノキタケの生産が行われるとともに，近年はシキミなど枝物の生産が伸びてきている。

また，半島南部には，原始的な照葉樹林等貴重な森林資源が保全されており，これらの総合利用による林業・山村の活性化が期待されている。

ウ 水産業

水産業については，鹿児島湾海域でカツオ餌料としてのカタクチイワシを対象とした小型まき網，マダイ主体の一本釣漁業等が営まれている。半島東部海域は，アジ・サバ・イワシ等を対象とするまき網漁業の主漁場となっており，内之浦湾では定置網漁業も盛んである。また，志布志湾では，ヒラメ等を対象とした小型底びき網，シラスを対象とした船曳漁業が盛んである。

また，鹿児島湾の桜島周辺，垂水市，鹿屋市及び南大隅町(根占区域)や内之浦湾，串間市ではカンパチ，ブリを主体とした養殖業が盛んである。

一方，近海においては，カツオ一本釣漁業やまぐろ延縄漁業が，盛んに営まれて

いる。

しかし、近年、水産資源の小型化や減少傾向、漁場環境の悪化などが見られ、資源管理や漁場整備が課題となっている。

このため、地域特性を生かした資源管理型漁業を進めるとともに、漁場の整備開発の推進、養殖業の振興を図るなど、競争力の強い特色ある産地づくりを進める必要がある。

また、ニーズの多様化に対応し、新製品の開発や流通・加工体制の整備を進める必要がある。

なお、内水面養殖業については、志布志市や大崎町、鹿屋市等において、ウナギ養殖が盛んで全国有数の産地となっているが、ウナギ資源が減少していることから、資源の保護・増殖対策が課題となっている。

エ 商工業

商業については、鹿屋市を中心に広い商圈が形成され、高い吸引力を示しているが、消費者ニーズの多様化、大型店舗の進出などにより市場競争の激化が進み、鹿児島商圏や都城商圏への商品購買力の流出も見られる。

工業については、志布志港臨海工業用地に穀物貯蔵施設、倉庫・運送業や配合飼料製造業などが立地し、本地域の農畜産物の物流拠点を形成しており、内陸部には、金型などの自動車関連企業及び電子関連企業が立地している。また、志布志港の港湾機能と豊富な農林水産物等を生かした食品関連企業や飼料製造企業の立地が進んでいる。

さらに、広大な畑作地帯や平成 27 年度に新設された大隅加工技術研究センター、鹿屋体育大学等の機能を生かし、豊富な農林水産物を活用した食品関連産業や健康・医療産業のさらなる振興や、内之浦宇宙空間観測所の立地を生かした航空・宇宙関連産業の立地が期待される。

オ 観光・国際交流

観光については、本地域は佐多岬，都井岬，広大な照葉樹林，くにの松原，悠久の森，猿ヶ城溪谷，神川大滝，雄川の滝，都井岬の野生馬，幸島の文化猿等の豊かな自然環境・景勝地，全国で唯一の国立の体育大学「鹿屋体育大学」で展開される様々なスポーツ活動，山陵，広く分布する古墳群，戦争遺跡等の歴史的資源，お釈迦祭りや弥五郎どん祭り，都井岬火まつり，やぶさめ祭り等の様々な伝統行事，ルーピン祭りやばら祭り，ドラゴンボートフェスティバル等の様々なイベント，かのやばら園，神川大滝公園，鹿児島県立大隅広域公園，宇宙空間観測所，鹿屋航空基地史料館，輝北天球館等の特色ある観光関連施設など魅力ある観光資源を有している。

また，黒毛和牛・銘柄豚・地鶏やブリ・カンパチ，ピーマン・ばれいしょ等の農畜林水産物を生かした食の宝庫としての地域の特性を有している。

このような地域の特性を踏まえ，豊かな自然環境や良好な景観，歴史的資源，本物の素材による食の魅力を生かした観光地づくりやグリーン・ツーリズム等の体験型観光等を推進する必要がある。

また，東九州自動車道やフェリー等を活用した薩摩半島など他地域との広域的な観光ルートの形成等を進めるとともに，スポーツキャンプの誘致等にも取り組んでいる。

国際交流については，国際交流・協力の拠点施設であるアジア・太平洋農村研修村の利用促進を図る。

(5) 水資源

本地域は，比較的降水量に恵まれているが，地形及び地質特性から中・北部地域と南部地域では，水資源の開発利用特性が異なっている。

中・北部地域では，広大なシラス台地，丘陵が展開し，河川はシラス河川としての特性から流況が比較的安定しており，また，地下水も豊富で，河川流域の低地で

は多くみられる湧水が、生活用水をはじめ各種用水に利用されている。

また、笠野原台地では、高隈ダムの建設による畑地かんがいにより、水を利用した生産性の高い営農が展開されている。

一方、南部地域は、地形的に山地性であり、四万十層群や花崗岩類が基盤岩として広く分布するという地質的特性により、地下水が乏しく、また、河川も狭小で、水の開発利用面では島しょ的な性格が強いことから、現在、表流水を利用した水源施設による畑地かんがい整備を行っているところである。

(6) 生活環境等

ア 生活環境

本地域の中核都市である鹿屋市をはじめその周辺地域などで、都市的な生活環境の整備に対する要請が高まっている。若年層の定住促進、観光客の誘致促進等のためにも、下水道等生活環境の整備を進める必要がある。

下水道施設については、鹿屋市、大崎町、曾於市、串間市で整備が進められ一部供用開始しており、その他の市町においても事業着手へ向けた整備区域、手法、スケジュール等の策定に取り組んでいる。

また、農業振興地域においては、生活排水による農業用水の汚濁防止等を図るため、農業集落排水事業を推進している。

さらに、漁村地域においては、漁業集落環境整備事業等による漁業集落排水施設の機能保全のための維持管理計画の策定を推進する必要がある。

下水道の計画区域及び集落排水の供用開始区域外の地域においては、合併処理浄化槽が普及しつつある。

ごみ、し尿等の一般廃棄物については、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新が課題となっている。

イ 高齢者の福祉その他福祉

高齢化率が、全国平均より高い両県の中にあつて、本地域においては、両県平均を上回つて高齢化が進んでいる。その要因は、基本的には平均寿命の伸長と出生率の低下によるが、若年層を中心とした域外への人口流出等にも起因するもので、今後とも高齢者の割合はますます高くなり、一人暮らしや寝たきり等の介護を要する高齢者が増大することが見込まれている。

また、少子化、核家族化の進行、児童虐待の増加等により、児童を取り巻く環境が大きく変化する中、児童の健全育成や保育対策等に対するニーズが増大・多様化してきており、次代を担う子どもたちが家庭や地域、社会の中で、心身ともに健やかに育つ環境づくりが重要な課題となっている。

さらに、障害者の高齢化や障害の重度・重複化が進む中、ノーマライゼーション（障害をもつ人でも地域の中で普通に暮らせる社会づくり）の理念の浸透と障害者の自立と参加意識の高まりに伴い、障害者のニーズも多様化してきており、それぞれの障害に対応した社会参加を支援するとともに、在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実を図ることが必要となつてきている。

このほか、高齢者や障害者など援護を要する人たちに対する地域の支援体制づくりが困難な地域もあるので、これらの人たちができるだけ住み慣れた家庭や地域で安心して生活できる地域社会づくりが必要となつてきている。

保健医療については、少子・高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化等から、住民の保健医療に対する需要は増大するとともに高度化・多様化していることから、生涯を通じた健康づくりの促進、地域における包括的な保健医療提供体制の充実が課題となっている。

ウ 教育及び文化

児童生徒数は年々減少してきており、これに伴い、学校の小規模化が進み、児童生徒の集団活動の実施や社会性の育成が困難になるといった諸課題への対応など、引き続き配慮が必要となっている。

また、生涯学習関連施設については、社会教育、文化・スポーツ、コミュニティ等の施設の整備が進んできたが、活動状況には地域差が見られる。

さらに、本地域においては、その地理的状況等から芸術・文化鑑賞の機会が少なく、また、各地に残されている多様な伝統文化が、少子化の影響や若者の流出などにより、継承困難になってきている面もあるので、今後、芸術文化鑑賞機会の充実や伝統文化の後継者育成等が必要となってきた。

3 振興の基本的方向

(1) 基本的方向

本地域は、食料供給基地づくりを目指した国営かんがい排水事業等の実施、産業振興を支える研究施設の設置や良好な港湾条件を生かした国際・国内物流拠点づくりなど、地域の振興に向けた諸施策の推進が図られている。

こうした施策の展開とその成果を基礎に、今後の地域の一体的振興発展を図るため、地域の創意・工夫と主体的な取組のもとに、創造的で個性豊かな地域づくりを進める。

このため、半島先端地域の活性化にも十分配慮しながら、引き続き、地理的制約条件の解消を図る東九州自動車道や半島循環道路などの交通・通信基盤の整備をはじめ、都城市や日南海岸地域等との交流・連携の推進や基幹産業である農林水産業の技術の高度化等による振興、新たなリーディング産業の創造、広域的な観光ルートの形成や快適で安全な生活空間の形成など、各般にわたる施策の広域的かつ総合的な推進を図る。

また、本地域が有する恵まれた自然環境や、農林水産業、景観、伝統文化など、地域独自の各種資源を生かして交流人口を増加させ、地域おこし協力隊などの制度を活用しながら、地域間交流を促進するとともに、移住の取組等を促進し、本地域への定住を促進する。

なお、本地域の振興に当たっては、かごしま将来ビジョンや宮崎県総合計画など各種振興計画との機能分担を考慮し、計画相互間の調整を図りながら、また、関係市町とも十分に連携を図りながら、施策の実施に努める。

(2) 重点施策

以上の基本的方向に沿って、平成 27 年度から概ね 10 年間を計画期間として、次に掲げる施策を重点的に進める。

ア 人，もの，情報の交流ネットワークの形成

鹿児島空港，宮崎空港など域外との交流を促進するため，東九州自動車道をはじめ，都城志布志道路，大隅縦貫道の幹線道路網の調査・整備を促進するとともに，域内の交流ネットワークの形成・強化を図るため，国道 269 号等の半島循環道路や国道 504 号，さらに域内交通網の整備を推進し，域内外の交流の促進，連携強化に努める。

また，道路施設の老朽化が懸念されるため，長寿命化修繕計画に基づく計画的な予防保全対策を推進する。

また，地域の活性化と再生を図るため，円滑な海上輸送の確保や豊かな観光資源を生かしたクルージングネットワークの形成に向け，必要な港湾施設の整備や既存施設の老朽化対策の推進及び航路の充実に努める。

さらに，志布志港においては，増加する外貿コンテナ貨物に対応するため，多目的国際ターミナル等の整備・充実を進めるとともに，九州唯一の国際バルク戦略港湾（穀物）としての整備を図るなど，国際物流拠点としての形成・強化を推進する。

このほか，携帯電話や光ファイバ網等の情報通信基盤の整備，産業，教育，福祉，医療，防災等の各分野における情報システムの導入など，地域住民が利用しやすい高度情報通信ネットワークの整備促進を図り，本地域の発展を支える人，もの，情報の流れの円滑化に努める。

イ 地域産業の振興と新たなリーディング産業の創造

・ 農林水産業等基幹産業の振興

南九州有数の畑作地帯，日本有数の畜産地帯，成熟度の高い林業地帯，沿岸漁業・魚類養殖の基地としての特性を生かし，曾於，肝属地域の大規模土地改良事業による畑地かんがい，半島東部，鹿児島湾口域における漁場の整備等の各種生産基盤の整備やその高度な利用，創意と意欲に満ちた担い手の育成・確保対策や流通・加工体制の整備を推進するとともに，付加価値の高いブランドの確立，技術の高度化等

による競争力のある生産体制の確立に努め、新しい時代の消費者ニーズに対応した収益性の高い農林水産業の一層の振興を図る。

- ・ 地域特性を生かしたリーディング産業の創造

鹿屋体育大学、内之浦宇宙空間観測所などの立地を生かして、健康・スポーツ産業の立地促進、航空・宇宙関連産業など新たな産業の導入・展開に努めるとともに、志布志港の国際物流港湾としての機能、大隅加工技術研究センターの機能を生かして、食品加工業等地域資源活用型企业や臨海型企业などの誘致に努める。

ウ 豊かな地域資源を生かした魅力ある観光地づくりと誘客促進

地域の特性を踏まえ、豊かな自然環境や良好な景観、歴史的資源、本物の素材による食の魅力を生かした観光地づくりやグリーン・ツーリズム等の体験型観光等を推進する。

また、東九州自動車道やフェリー等を活用した他地域との広域的な観光ルートの形成等を進めるとともに、スポーツキャンプの誘致やアジア・太平洋農村研修村における国際交流等に取り組む。

エ 優れた自然環境の保全・活用と災害に強い地域づくり

自然に対する人々の関心が高まる中で、汚れない海や豊かな森林などは、将来にわたって、ますます貴重なものとなっている。

このため、自然環境の保全に努めながら、本地域の豊かな自然環境を生かした、グリーン・ツーリズム等の取組を推進する。

また、桜島火山対策、河川改修、急傾斜地崩壊防止対策等や地域住民の防災意識の高揚など地域に即した防災対策の強化を図り、安全で災害に強い地域づくりに努める。

オ 地域の創意工夫と共生・協働による活力ある地域づくりの推進

地域の活性化を図っていくためには、地域間交流や国境を越えた広域的な交流・連携も考慮しながら、地域の制約条件を越えて、時代の動向を踏まえた、新たな価値創造への意欲をもった魅力ある地域づくりへの取組を一層推進していく必要がある。

このため、国等の施策の導入等も図りながら、地域自らの創意工夫と主体的な取組のもとに、個性ある地域づくり、様々な分野で地域の振興を担う人づくり、高齢者や女性が進んで地域づくりに参加できる環境づくりなどの積極的な推進を図る。

また、行政需要が多様化し、急速な少子高齢化が進展する中で、これまでのように公共的なサービスを行政だけで担うことは困難になってきていることから、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業など多様な主体が地域づくりの担い手となり、それぞれが連携・協力し、支え合うことにより、地域に必要なサービスを提供する、共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する。

第2 振興計画

1 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

交通・通信体系の確保は、三方を海に囲まれ国土の幹線軸から遠く離れているなど、地理的条件が不利な半島地域の活性化や地域開発プロジェクト等を促進する上で極めて重要な役割を果たすものであり、積極的にその確保を図る必要がある。

このため、東九州自動車道や都城志布志道路、大隅縦貫道といった広域幹線交通網の調査・整備を促進するとともに、これら広域幹線交通網と半島地域とを結ぶ半島循環道路等や両県間の連携強化等を図る主要地方道等の整備を進める。

また、地域内における住民の日常生活の利便性を高める生活道路の整備を図る。

なお、これらの道路網の整備に当たっては、災害に強く、安全で信頼性の高い道路づくりに努めるとともに、景観等に配慮した道路環境の整備、高齢者や障害者等が安心して歩行できる歩道の整備、安全で円滑な道路交通を確保するための交通安全施設等の整備等安全で快適な道路環境づくりを推進する。

また、高度経済成長期等に集中整備された道路施設が急速に高齢化するため、適切な老朽化対策を推進する必要がある。

港湾については、円滑な海上輸送の確保や地域産業の振興及び利用者の利便性の向上や豊かな観光資源を生かしたクルージングネットワーク（航路網）形成のため、必要な港湾施設の整備を進めるとともに、既存施設の老朽化対策を推進する。

また、志布志港においては、国際物流拠点港湾として、一層の機能向上を図るため、多目的国際ターミナル等の整備・充実及び国際バルク戦略港湾（穀物）としての整備推進を図る。

地域の公共交通については、地域住民の生活を支え、域内外の交流を活性化する観点から、旅客流動の実態等を勘案しつつ、バス及び鉄道路線の確保を図る。

情報化の推進については、高度情報化社会の進展に対応して、地域住民の生活や産業等の各分野において、誰もが情報通信技術の恩恵を享受できるよう、その推進

を図るとともに、情報化に対応できる人材の育成、情報通信基盤の整備など、地域間、企業間、地域住民の間に格差のない情報化の推進のために必要な環境づくりを進める。

(2) 交通施設の整備

ア 広域幹線交通網の整備

(ア) 高速交通網の整備

九州縦貫自動車道と一体となり、大隅地域から九州東岸域さらには北部九州地域へ直結する大動脈を形成し、鹿児島空港、宮崎空港など域外との交流を促進する東九州自動車道や、都城志布志道路、大隅縦貫道の調査・整備を促進し、広域的な国内交通ネットワークの形成に努める。

(イ) 国際物流拠点港湾志布志港の整備

志布志港は、国内、国際物流拠点としての機能集積が進んでおり、今後の都城志布志道路や東九州自動車道等の整備と相まって、地域開発の拠点としての役割とともに、アジア地域を中心とした海外や国内各地との交流を促進する港湾としての役割が期待されている。

そのため、志布志港の国際物流拠点港湾として一層の機能向上を図るため、急増する外貿コンテナ貨物にも対応する多目的国際ターミナル等の整備を図るとともに、臨港道路に直結する都城志布志道路など幹線道路の整備を促進し、背後地の体系的な道路網の整備を図る。

さらに、志布志港は畜産業を初めとする地域産業を支える重要港湾であり、九州で唯一国際バルク戦略港湾（穀物）に選定されていることから、バルク船の大型化に対応した港湾施設等の整備推進を図る。

イ 域内交通網の整備

(ア) 道路の整備

① 半島循環道路等の整備

半島を循環する道路網として国道 269 号等の国・県道の整備を進める。

② 域内幹線道路の整備

半島循環道路等の整備と併せて、日南海岸国定公園の観光道路としての災害に強い国道 448 号や、鹿児島空港へのアクセス道路となる国道 504 号の整備、さらに主要地方道市木串間線、都城串間線及び一般県道都井西方線の整備など、地方都市間の円滑な交通を確保する道路として、地域内における交流・連携を促進し、円滑な地域交通を確保するための道路の整備を推進する。

また、バス路線を中心に域内道路の市・町道を、国・県道との有機的な連携を図りつつ整備する。

③ 防災機能強化のための道路の整備

半島地域内の防災機能強化を図るため、災害時における避難の円滑化や救助・救援活動、生活支援等に資する国・県道や市・町道の整備を進める。

④ 道路施設の長寿命化対策

道路施設の老朽化が懸念されるため、長寿命化修繕計画に基づく計画的な予防保全対策を推進する。

(イ) 港湾及び航路の整備

円滑な海上輸送の確保や地域産業の振興及び利用者の利便性の向上並びに豊かな観光資源を生かしたクルージングネットワークの形成を図るため、志布志港、桜島港、垂水港、鹿屋港、根占港等の整備を進めるとともに、老朽化した港湾施設の計画的な維持管理を推進する。

また、福島港においては防波堤、物揚場等の機能を保全するため、防波堤の嵩上げや物揚場の老朽化対策等を進める。

(3) 地域における公共交通の確保

地域住民の利便性の確保に寄与するバス路線については、地方バス路線維持費補助制度等を活用しながら、その運行維持に努めるとともに、地域の輸送需要に対応した効率的な運行形態の導入を促進する。

鉄道について、「ＪＲ日南線」は、半島東部地域と中核都市「宮崎市」を結ぶ重要な公共交通手段であることから、沿線住民と一体となった利用促進運動を強力に推進し、今後も維持存続を図る必要がある。

このため、沿線のイメージアップやガイドマップの作成等により観光客を誘致するとともに、マイレール意識の醸成により地域住民の利用を促進するなど、在来線鉄道の維持に努める。

(4) 情報通信関連施設等の整備

ア 地域住民生活における情報化の推進

高度情報化社会に適切に対応し、地域住民の利便性の一層の向上を図るため、保健・医療・福祉、教育、生活、環境、交通等の地域住民の生活各分野における情報化を進める。

このため、行政事務のワンストップサービスの推進、道路情報システムなど各情報システムのネットワーク化による地域住民への情報提供機能の充実、学校教育等におけるテレビ会議システム等の導入など、地域住民が利用しやすい多様な情報システムの導入を図る。

また、この情報システムの恩恵を地域住民が等しく享受できるよう、学校教育におけるインターネット利用を促進するとともに、情報の活用に関する教育や講習の機会の確保などを図る。

イ 産業における情報化の推進

高度情報化社会の進展や情報通信技術の革新に伴う新たな産業の創出，流通形態の変化など産業構造の変化に適切に対応し，地域産業の一層の振興を図るため，工業，商業・サービス業，観光，農林水産業等の地域産業分野における情報化を進める。

このため，（公財）かごしま産業支援センターや（株）鹿児島頭脳センター等の活用により，中小企業の情報化を促進するとともに，電子メールを利用した観光・特産品等の情報提供システムなど，地域産業を支援するための各種情報システムの整備を図る。

また，今後，成長が期待される情報通信関連産業分野において，域内企業の育成や企業立地を推進する。

さらに，産業の情報化に対応できる高度な情報通信技術や知識をもった人材を育成するため，（公財）かごしま産業支援センター等においてコンテンツクリエイター（情報内容の製作者）等の育成や高度情報処理技術の研修等を行う。

ウ 情報通信基盤の整備

情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民が等しく享受できるよう，情報通信基盤の整備を進める。

このため，携帯電話等の移動体通信基盤や光ファイバ網の整備等の促進を図る。

2 産業の振興及び観光の開発

(1) 産業の振興及び観光の開発の方針

本地域においては、畑地かんがいなど農業基盤の整備により、南九州有数の畑作地帯、日本有数の畜産基地が形成されている。

このため、本地域の農業が持つ有利性を最大限生かしながら、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や「食と農の先進県づくり大綱」，「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」等に基づく施策を総合的に展開し、「安心・安全・新食料供給基地」の実現を目指して、本地域の農業の一層の振興を図る。

今後とも、広大な畑地やかんがい施設を生かして、畑作野菜産地の育成に努め、かごしまブランド品目及びみやざきブランド品目などの一層の産地の強化や環境にやさしいクリーンな茶づくりなどを進める。

また、経営規模の拡大やかんがい施設の整備等を進め、高生産性優良農業地域の形成を図る。畜産については、家畜排せつ物処理施設の整備等により周辺環境との調和を図りながら、優良種畜の確保や飼養管理技術の向上と生産コストの低減を図る。

また、肉用牛改良研究所、宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場の研究機能の強化に努め、研究成果の実用化を促進するなど、食と農の先進地域づくりを推進する。

林業については、人工林の間伐や伐採跡地の再造林などを推進し、森林資源の充実に努めるとともに、林業担い手の確保・育成や施業集約化の促進、林道など生産基盤等の整備、木材の流通・加工体制の整備を図り、スギを主体とした生産性の高い林業地帯の形成に努める。また、シイタケ、エノキタケ等の特用林産物の振興に努めるほか、森林の公益的な機能の充実や照葉樹の森など住民が身近に親しめる緑空間の整備を図る。

水産業については、沿岸・沖合域において、漁場の整備開発、栽培漁業、適切な資源管理の実践等を推進するほか、適正養殖により養殖漁場の持続的な利用と安定的な生産を図る。

また、水産物の消費や流通の多様化に対応するため、流通加工関連施設の整備や水産物の高付加価値化を進めるとともに、新たな技術の研究開発と実用化を推進する。

さらに、漁業経営の安定と活性化のため、漁業後継者の育成等に努めるとともに、漁港・漁村の基本施設の整備を進める。

商業については、商店街を核とした共生・協働型のまちづくりの活性化を図るため、商工団体、地域住民、NPO、行政等が連携した推進体制を整備する。

工業の振興については、志布志港の国際物流港湾としての機能、大隅加工技術研究センターの機能を生かし、地域の農林水産物等を活用した食品製造業や臨海型企業の生産技術、品質向上、生産体制の整備を図る。

また、内之浦宇宙空間観測所、鹿屋体育大学及び宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場との連携・活用を図り、航空・宇宙産業、健康・スポーツ産業の導入・展開等に努めるとともに、大隅加工技術研究センターの機能も生かしながら、地域の豊富な農畜水産物等の地域資源を活用した新たな産業おこしや地域産業の技術高度化等を推進する。

企業立地については、企業の立地動向やニーズを見極めながら、次世代の基幹産業となる「自動車・電子・食品」の重点3分野及び今後成長が期待される「環境・新エネルギー産業」や「健康・医療産業」、「バイオ関連産業」等の立地を促進するとともに、域内製造拠点のマザー工場化や域内での投資促進など、域内企業の成長を支援する。

また、内発型の産業振興を図るため、域内における創業や企業の新たな分野への進出、規模拡大等による立地を支援する。

地場産業については、地域資源や伝統技術の活用により、消費者ニーズに対応した魅力ある商品開発等を促進するとともに、新たな地場産業の育成を促進する。

観光の振興については、農林水産業、サービス産業等地域産業への波及などの面で、本地域の振興にとって今後一層重要な役割を担うものと期待されていることか

ら、豊かな自然や良好な景観、歴史的資源、本物の素材による食の魅力を生かした観光地づくりやグリーン・ツーリズム等の体験型観光等を推進する。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業の振興

(ア) 豊かな生活を創る農畜産物の生産

広大な畑地と畑地かんがい施設を生かし、両県のブランド品目であるピーマン、きゅうり、マンゴーや、かごしまブランド品目のばれいしょ、スプレーギク等、みやざきブランド品目の完熟きんかん、日向夏等の一層の産地強化を図るとともに、だいこんやキャベツ、ごぼう等の露地野菜の振興、ハウスみかん、不知火等を中心とした施設園芸を振興する。

また、茶の産地拡大やクリーンな茶づくりを進めるとともに、消費者が茶にふれあい、茶に親しむ活動を推進する。

さらに、さつまいもは、青果用、焼酎用、でん粉用等、用途別需要の動向に即した生産を進める。

水田地帯においては、需要に応じた米づくりと水田の有効利用により、生産性の高い水田農業の確立を図る。

畜産については、生産コストの低減を図るとともに、「人・牛・飼料」の視点にたって、担い手の確保、肉用牛繁殖雌牛の増頭、飼料増産などの取組により、生産基盤の強化と経営の安定的発展を目指す。

(イ) 安心・安全な食の供給

健全な土づくりと化学肥料・農薬の使用量を低減するための技術を推進するとともに、堆肥生産施設等の計画的な整備を促進し、環境にやさしい農業を展開する。

また、「かごしまの農林水産物認証制度」，「みやざきブランド商品ブラン

ド認証制度」やトレーサビリティシステムの導入・普及，「鹿児島県食の安心・安全推進条例」及び「宮崎県食の安全・安心推進条例」に基づく食品の検査体制や食品表示等に係る監視指導体制の充実・強化など，消費者に安心を与える取組を推進する。

さらに，地場消費の積極的な拡大や産地育成を図るとともに，消費者との交流による地産地消の推進や地域の食文化や農林水産業等について学ぶ食育を推進する。

(ウ) 農を育む人と土地の構築

人・農地プランの定期的な見直しを推進し，担い手（認定農業者，認定新規就農者，集落営農）の確保・育成を進めるとともに，女性リーダーの育成や高齢農業者の活動促進を図る。

また，地域ぐるみで農地，農業用機械・施設，労働力を効率的に活用する仕組みづくりを推進する。

農地中間管理事業，農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を推進する。

また，農業委員会の農地パトロール等を通じて，農地の利用状況の把握に努めながら，日本型直接支払制度その他の各般の事業の活用を促進し，耕作放棄地の発生防止・解消に取り組むとともに，農業振興地域制度の適切な運用を推進することにより，優良農地の確保を図る。

さらに，曾於・肝属地域の大規模土地改良事業等による畑地かんがい施設の整備等により高生産性優良農業地域の形成を図るとともに，水・土等の地域資源の適切な保全・管理を行う地域管理の仕組みづくりを進め，土地改良施設について，安心・安全に利用し続けることができるように長寿命化対策を進める。

(エ) 農の発展を支える技術と支援

肉用牛改良などの試験研究機関による研究・開発を推進するとともに、農業者のニーズ及び地域の課題を踏まえた効果的な普及指導活動を展開する。

また、農地・農村の防災減災対策や防災営農施設の整備を計画的に進めるとともに、鳥獣被害の防止については、ソフト・ハード両面の対策を進め、農村地域の安全と安定的な農業生産を確保する。

(オ) 新しい農村社会の創造

農村集落と大学やNPOなどの地域外の多様な主体とが協働で取り組むむらづくりや日本型直接支払制度を活用した地域資源の保全を推進するとともに、グリーン・ツーリズム等の受入体制の充実・強化を図る。

(カ) 農畜産物の販売対策等の推進

農畜産物等の販路拡大につながる販売促進活動を展開するとともに、輸出を促進する。

また、大隅加工技術研究センターにおける技術支援や人材育成の取組などを通じた農業の6次産業化の推進や、地理的表示保護制度等の積極的活用により、農畜産物等の付加価値の向上を図る。

イ 林業の振興

(ア) 林業経営の活性化

高隈、国見山系及び南那珂山地を中心に、スギを主体とした人工林の間伐や伐採跡地の再造林、立地条件や地域特性に応じた広葉樹林の整備や針広混交林化などを進め、森林資源の充実に努めるとともに、森林基幹道海潟麓線や森林管理道御在所岳線、万九郎中央線等の基幹的な林道及び集落間林道北方本城線の整備、作業道等の整備や、高性能林業機械の導入促進など生産基盤等の整備を推進する。

また、シカやイノシシなどの野生鳥獣による林業被害防止のために、有害鳥獣捕獲及び被害防止施設等の整備に努める。

さらに、森林組合など林業事業体の体質強化に努めるとともに、（公財）鹿児島県林業担い手育成基金等や宮崎県林業担い手育成関連事業を活用して、林業就業者の就労条件の改善や新規就業の促進を図るなど林業担い手の確保・育成に努める。

このほか、森林施業や木材生産の合理化等を図るため、森林施業プランナー等の育成・強化などによる森林施業の集約化を促進する。

（イ）木材産業の振興と木材需要の拡大

木材乾燥施設などの整備を促進し、高品質なかごしま材、宮崎県産木材の供給体制づくりを進めるとともに、地域材利用による木造住宅の建設促進やモデル的な木造施設の整備、木材利用のPR活動等に努め、木材産業の振興と木材需要の拡大を図る。

（ウ）特用林産物の産地づくり

シイタケや枝物などの主産地として、引き続き生産施設等の整備、銘柄の確立に努め、産地化に向けた取組を促進する。

（エ）多様なニーズにこたえる森林づくり

治山施設の設置や森林整備を実施する治山事業を計画的に推進し、国土の保全、水源のかん養など森林の公益的機能の充実を図る。

また、半島南部の稲尾岳、木場岳を中心とする一帯において、貴重な照葉樹林をはじめとする森林や林業を幅広く学習できる施設として、照葉樹の森が整備されていることから、今後とも、照葉樹林等を保全しながら住民の保健休養や森林学習等の拠点的な場としてその活用を図る。

ウ 水産業の振興

(ア) つくり育てる漁業の推進

半島東部及び鹿児島湾口域において、魚礁設置等による漁場の整備を進めるとともに、回遊性資源の広域放流や磯根資源等の放流を推進する。

鹿児島湾、志布志湾等においては、マダイ、ヒラメ等の種苗の放流や魚礁の設置、幼稚魚の保護・育成のための藻場造成を進め、漁船漁業の振興を図る。串間市及び日南市（南郷区域）では、ヒラメ、カサゴ等の種苗を引き続き放流し、適切な管理を促進する。

さらに、水産資源の保護・培養と適正な資源管理により、安定的な漁業生産の維持向上による漁船漁業の振興を図る。

また、（公財）かごしま豊かな海づくり協会や（一財）宮崎県水産振興協会等の種苗生産供給体制の充実を図る。

養殖業については、桜島、垂水市、鹿屋市、肝付町、串間市等において、環境の保全に留意しながら適正養殖を促進するとともに、主要産地において魚類防疫体制の強化を図る。

内水面においては、志布志市、大崎町、鹿屋市等において、豊富な湧水等地域特性を生かした内水面養殖業の振興を図る。特にウナギ養殖については、資源の保護・増殖対策等を推進する。

(イ) 多様な流通加工体制の整備

消費や流通の多様化に対応するため、水産物簡易加工処理施設、水産物荷捌き施設及び展示販売施設等の流通加工関連施設を整備し、水産物の高付加価値化を進める。

また、水産物の販売活動を促進する事業策を活用した魚食普及や消費拡大を促進する。

(ウ) これからの漁業を支える新技術の確立

栽培漁業技術，漁海況情報等の先端技術を活用した新たな水産技術の開発研究と実用化を促進する。

(エ) 漁業経営の安定と活性化

制度金融の充実や漁業近代化施設の整備を進めるとともに，担い手の育成・確保対策，漁業研修の充実，漁業協同組合の計画的な合併推進や事業基盤の強化対策を進める。

(オ) 活気に満ちた漁港・漁村の整備

海潟漁港及び牛根麓漁港については，本地域でも有数の養殖業の基地として養殖支援施設の整備を促進し，内之浦漁港については，避難港としての機能強化を図るとともに，沿岸漁業の基地としての計画的な施設整備を行う。都井漁港においては，水産基盤整備を推進するとともに，宮崎県南部の防災拠点としての機能強化を図る。また，目井津漁港については，近海漁業の基地として，宮之浦漁港については，地域の避難港としてその機能強化を図る。

さらに，地域の中核的な漁業基地である伊座敷漁港等についても地域の漁業実体に即した基盤整備を進め，漁村の活性化を図る。

なお，今後は，漁港施設の老朽化が懸念されることから，計画的に既存ストックの長寿命化に努める。

これら本地域の基幹産業である農業，林業及び水産業は，単に食料等の生産機能ばかりでなく，都会に住む人たちが土や木や水に親しみ，触れ合うことによって，地域間交流を促進する手段にもなるものであることから，農林水産業と観光業との連携にも十分に配慮するものとする。

(3) 商工業の振興

ア 商業・貿易の振興

アジアを中心とする海外との貿易の振興を図るため、志布志港における多目的国際ターミナルの整備、南九州の国際物流拠点としての機能集積を図る。

また、商店街を核とした共生・協働型のまちづくりを推進し、今後とも国や関係市町等と連携を図りながら、地域の創意と工夫に満ちた魅力ある商店街づくりについて支援していく。

イ 地場産業の振興

各地域の商工会議所・商工会や鹿児島ブランド支援センター等を活用し、消費者ニーズの多様化・高度化に対応した「売れる商品づくり」を支援するとともに、地域の豊富な農林水産資源を活用した食品加工業等地域資源活用型産業の振興や新たな地場産業の育成を促進する。

また、県産品愛用運動、地産地消県民運動等により地域産品の域内需要の拡大を図るとともに、道の駅等を活用した販路拡大に努める。大消費地においては、かごしま遊楽館や新宿みやざき館 KONNE 等のアンテナショップや物産展の開催により、地域産品の紹介・販売や流通情報等の収集・提供に努めるなど、主要特産品の販路対策を促進する。

ウ 工業の振興

(ア) 工業の振興

地域企業の技術力の高度化、経営基盤の安定に努め、地域資源を利用した付加価値の高い製品の研究開発や販路開拓等を進める。

また、研究開発型企业や下請企業等に対する人材の育成、技術指導等に努めるとともに、鹿屋体育大学や宮崎大学等との産学官連携や異業種交流等の促進、

地域内外との技術・情報の交流を積極的に進め、新製品・新技術の開発、新事業への展開を促進する。

さらに、デザイン情報の収集・提供、啓発・普及に努めるとともに、地域産業のデザイン開発力の強化を図る。

東部地区においては、産学官の連携や農林水産資源等の地域資源を最大限に活用した工業開発を行う。

(イ) 産業技術の高度化

大隅加工技術研究センターの機能を生かし、農産物等の新たな加工、流通貯蔵技術の研究開発を行うとともに、施設を加工事業者等に開放し、新たな加工品の試作・研究・開発や販路拡大等を推進することにより、新たな特色ある産業おこしを積極的に推進する。

また、地域産業の技術高度化を促進するため、（公財）かごしま産業支援センターや（公財）宮崎県産業振興機構の機能充実による新たな技術開発支援、産業おこし、高度技術をもつ人材育成・確保を推進する。

さらに、工業技術センター等試験研究機関等における研究開発や技術支援機能の一層の充実・強化を図り、地域産業のニーズに即した技術開発を推進する。

このほか、（株）鹿児島頭脳センター及び宮崎県工業技術センター等の活用により、地域産業の高度化を進める。

鹿屋高等技術専門校については、技術の高度化や企業ニーズに対応した職業訓練の充実を図る。

エ 企業の立地対策

大隅加工技術研究センターや鹿屋体育大学等の機能や豊富な農林水産物等の地域資源を生かした食品関連企業、健康・医療産業の立地や重点分野である自動車・電子関連企業、今後成長が期待される「環境・新エネルギー産業」、「バイオ関連産

業」等の立地を促進する。

また、内之浦宇宙空間観測所の立地を生かし、航空・宇宙関連産業の立地を促進する。

さらに、内発型の産業振興を図るため、域内における創業や企業の新たな分野への進出、規模拡大等による立地を支援する。

オ 再生可能エネルギーの導入

地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

(4) 観光の振興等

ア 串間・日南市（南郷区域）の観光振興

大隅地域の東岸に位置し、我が国初のロードパークとして指定を受けた「日南海岸国定公園」を擁する串間・日南市（南郷区域）は、太平洋を一望する雄大な景観や天然記念物の御崎馬・ソテツ自生地などの貴重な自然資源に恵まれる都井岬をはじめ、幸島の文化猿、宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場、道の駅なんごう、石波の海岸樹林、九州最大級の珊瑚、ジャカラランダの森などの多彩な観光資源に恵まれている。

また、サーフスポットとして有名な恋ヶ浦をはじめ、高松海水浴場、栄松ビーチ、数々のフィッシングポイントやダイビングポイントなどのマリンスポーツ資源や豊富な農林水産資源にも恵まれている。

このため、今後の当地区における観光の振興においては、こうした多彩な地域資源を改めて見直し、最大限に活用することで、エコツーリズム等の体験・交流型観光の促進など、訪れる人たちに「癒し」や「感動」を与える観光地づくりを促進する。

さらに、域内の資源を大隅・桜島地区や日南海岸地域の豊富な観光資源とも連携させ、九州新幹線を組み込んだ魅力の高い広域観光ルートを形成するとともに、九

州観光推進機構などとの連携による国内外に向けた効果的な情報発信と Wi-Fi 設置を行っていくことにより、当該地区への入込客の増加を図る。

また、こうした取組に加え、スポーツに適した環境を生かしたキャンプ・合宿などの誘致促進のための取組も強化し、交流人口の拡大を促進する。

イ 大隅・桜島地区の観光振興

(ア) 魅力ある癒しの観光地づくり

競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、豊かな自然環境、歴史的資源、伝統行事、観光関連施設などの観光資源や食の宝庫としての地域の特性を生かし、大隅地域スポーツ合宿の拠点整備や、本土最南端の地として全国的にも有名な佐多岬とその周辺地域の観光拠点としての整備など、個性的で潤いのある街並み景観や沿道整備などハード面の整備をすすめるとともに、地域の新たな観光資源の発掘に努め、グリーン・ツーリズム等の体験型観光等の推進など、ソフト面の取組と併せて、癒しの観光地づくりを進める。

桜島ビジターセンターの運営など、観光地における環境の保全を図り、豊かな自然環境と共生する持続可能な観光地づくりに努める。

(イ) 国内外からの誘客促進

マスメディアやインターネットなどの各種メディアの活用による効果的・戦略的な情報発信等により知名度を高めるとともに、宮崎県や薩摩半島など他地域との広域的な観光ルートの形成など広域的な取組、修学旅行の誘致、温暖な気候や全国で唯一の国立の体育大学「鹿屋体育大学」の立地等を生かしたスポーツキャンプ・合宿の誘致等により、観光客の来訪を促進する。

また、経済成長が著しいアジア地域を中心とした海外からの誘客の強化を図るため、各種誘客促進に向けた取組や受入体制の整備を推進するほか、アジア・太平洋農村研修村等における国際交流等に取り組む。

(ウ) 「おもてなし先進県鹿児島」づくり

地域を訪れる誰もが、安心・安全に快適な観光を満喫できるよう、親切で分かりやすい案内標識等の整備や情報提供、温かく迎え入れるホスピタリティ（心のこもったおもてなし）の向上など、受入体制の充実を図る。

また、関係団体との連携を図りながら、地域の魅力を語れる人材や観光ボランティアガイドなど、観光立県の実現に寄与する担い手の育成を図る。

(5) その他の施策

ア 宇宙関連産業の誘致等

本地域には、我が国にある二つのロケット打上げ施設の一つである内之浦宇宙空間観測所があり、我が国の宇宙科学研究の拠点となっている。

宇宙関連産業は付加価値が高く知識集約型で技術波及効果も大きいことから、その積極的な誘致に努めるとともに、打上げ施設の整備促進等により、宇宙科学に関連した研究機能等の充実を図る。

イ 健康・スポーツ産業の立地促進

本地域には、我が国唯一の体育系国立大学である鹿屋体育大学が立地しているほか、地域住民の生涯を通じた健康づくりを総合的に支援する拠点施設としての「健康増進センター」や、地域の中核的病院として民間医療機関で対応困難な高度医療や救急医療を提供する「鹿屋医療センター」が設置されている。

今後、これらの立地を生かして産学官の連携による技術開発等を促進するとともに、他地域と結ぶ交通基盤の整備を進めながら、健康・スポーツの交流拠点を形成し、健康・スポーツ産業の立地促進を図る。

3 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

鹿児島県の有効求人倍率は、平成 22 年度の 0.46 倍から平成 27 年 4 月には、0.87 倍と改善しているが、全国平均を 0.30 ポイント下回っており依然として格差がある。

また、本地域（宮崎県日南市（南郷区域）、串間市を除く）における平成 27 年 4 月の有効求人倍率（対象原数値）は、0.78 倍で、鹿児島県平均を下回っており、隣接する姶良・伊佐地域では 0.70 倍と地域間でも格差がある。

宮崎県の有効求人倍率は、平成 22 年度の 0.49 倍から平成 27 年 4 月には、0.99 倍と改善しているが、全国平均を 0.18 ポイント下回っている。また宮崎県日南市（南郷区域）、串間市の平成 27 年 4 月の有効求人倍率（対象原数値）は 0.86 倍で、宮崎県平均を下回っている。

このように両県は、離島や半島などの地理的ハンディキャップが大きく、中小企業のウェイトが高いこと等から、新規高卒者の約半数が県外に就職するなど、厳しい雇用情勢にあるため、新規学卒者の就職対策や若年者の U I J ターンの促進などが求められている。

(2) 就業促進対策

ふるさとでいきいきと働ける環境をつくり、地域の活性化を図るため、産業おこしの推進等による新規雇用の創出や多様な就労ニーズに応じた雇用機会と公正な待遇の確保、多様な職業能力開発ニーズに応じた支援体制の充実などに取り組む必要がある。

そのため、雇用情勢や地域の職業訓練ニーズ等を踏まえ、関係行政機関や民間教育訓練機関など多様な主体が連携をとりつつ、必要な職業訓練を実施する。

新規学卒者、求職者に対しては、職業に必要な能力を開発し向上させるために、鹿児島県が設置した鹿屋高等技術専門校において、職業訓練を実施する。日南市（南郷区域）、串間市においては、宮崎県が実施する委託訓練により、職業訓練を実施

する。

また、離転職者等に対しては、職業に必要な技能を習得させるために、パソコン・実務、介護・福祉等の訓練を民間教育訓練機関に委託し、再就職の促進を図る。

4 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

水資源の賦存状況等地域の実情に応じた水資源の確保策を講じることとし、地下水等による農業用水源や水道水源の確保、水源かん養林等の整備による水源の保全を図りながら、水資源の適正利用を進める。

(2) 水資源確保対策

中・北部地域においては、流況が比較的安定している肝属川、菱田川等の河川水、豊富な地下水、各所に見られる湧水を、今後とも生活用水、工業用水等の主要な水源として適正に利用するとともに、国営かんがい排水事業において建設されたダムにより、農業用水資源の安定確保を図る。

南部地域については、地下水が乏しく、また、河川は流域面積が狭小で、ダム建設適地にも恵まれないことから、水源地域の森林の整備を推進するとともに、ミニダム等の貯留施設を整備し、水資源の確保に努め、また、畑作地域の農業用水としては、効率的な河川水利用による水資源の確保を図る。

(3) 水資源の利用

安心して安定した水道水を供給するため、水道施設の統合や計画的な水道施設の更新などによる水道施設の整備を促進するとともに、効率的な畑地かんがいにより生産性や収益性の高い営農の展開を目指す。

また、水田のパイプライン化による節水型のかんがい方式を推進する。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

快適で魅力ある地域社会を形成するため、都市、農山漁村を通じ良好な生活環境の整備を図る。特に、近年は若年層だけでなく、住民全体の快適な生活環境に対するニーズが高まってきており、さらに、都市住民等との交流を促進するためにも、都市的な機能を有する生活環境の整備が重要となっている。

このため、道路、公園等都市基盤の整備を図るとともに、水道施設の整備をはじめ地域の実情や特性を考慮しながら、公共下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽等の効率的、効果的な整備とその普及促進に努める。また、循環型社会を実現するため、ごみの減量化や資源化を図るとともに、広域的・総合的な廃棄物処理施設の整備を促進する。

さらに、地域の特性を生かした多様な公園、緑地等の整備を促進するとともに、広域的な利用を目的とした大隅広域公園の利用促進を図る。

住宅については、住宅需要に対応した良質な住宅・宅地の供給やストック対策及び高齢者等に配慮した住環境整備並びに優良な木造住宅の建設促進を図る。

(2) 污水处理施設、廃棄物処理施設等の整備

ア 污水处理施設の整備

快適な生活を営むための生活環境の改善と、海や河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農山漁村の集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設の整備を促進する。

公共下水道については、鹿屋市、串間市において整備を進めるほか、未着手の市についても早期の実施を図る。

農山漁村の集落排水施設については、鹿屋市、垂水市、志布志市、錦江町、南大隅町等において、改築・更新事業を計画又は整備中であり、事業の実施を推進する。

また、下水道の計画区域及び他の污水处理施設の供用開始区域外については、合

併処理浄化槽の整備の促進を図る。

イ 廃棄物処理施設等の整備

生活水準の向上等により、一般廃棄物が多様化していることから、地域の実情も勘案し、適正かつ的確な処理体制の確立のため、減量化及び資源化を推進するとともに、廃棄物処理施設については、コストの削減を図りつつ、いわゆるストックマネジメントの手法を導入して、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進する。

(3) 公園等の整備の推進

垂水市などにおいて都市公園のバリアフリー化や改築を促進するとともに、広域的な利用を目的とする大隅広域公園の利用促進を図る。

(4) 住宅関連対策

民間住宅については、良好なストックの供給促進を図りつつ、既存ストックの省エネ・耐震化等の質向上や空き家の適正管理・利活用を推進し、公営住宅等については、建替や改善等によるストックの長寿命化や木造化の推進を図る。また、高齢化に対応したサービス付高齢者向け住宅等の供給を促進するとともに、バリアフリーなどの技術力向上等を図るための情報提供、木造住宅建設技能者の育成支援などにより、地域の住宅関連産業の育成を推進する。

(5) 生活サービスの持続的な提供

継続的な集落の維持活性化については、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において「集約」と「ネットワーク化」を図りながら、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに生産の営み（地場産業）を振興する市町等の取組を、国等の事業を活用し支援する。

また、行政需要が多様化・複雑化し、さらには、急速な少子高齢化や人口減少が進展する中で、これまでのように公共的なサービスを行政だけで担うことは困難になってきていることから、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業など多様な主体の連携・協力により、地域に必要なサービスを提供する活動の促進や多機能型の拠点づくり等により、共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する。

市街地においては、商業、教育文化、医療福祉などの立地を誘導するとともに、用途地域などの活用による良好な市街地環境の形成を図るなど、コンパクトなまちづくりを推進する。

6 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

地域住民一人ひとりが健康で生き生きと生活できる地域を創造するため、行政や関係団体が一体となり、個人の主体的な意志で行う健康づくりのみならず、地域住民の健康づくりを社会的に支援する。

また、地域住民がいつでもどこでも適切な医療サービスを受けることができる安心・安全な医療の提供を目指して、総合的な施策の推進に努めることにより、どこに住んでいても、医療ニーズに応じて、いつでも安心・安全で質の高い医療サービスを受けられる地域社会の形成を図る。

東部地区においては、宮崎県立日南病院を中核医療機関とし、串間市、日南市（南郷区域）を含む二次医療圏の医療提供体制の充実を図る。

(2) 医療の確保を図るための方策

「健康かごしま21」及び「健康みやざき行動計画21」に基づく施策を展開し、地域住民の健康づくりに関する意識の向上と取組を促進する。

また、保健と医療の機能を集積した県民健康プラザにおいて、地域住民に積極的に健康づくりを行う場を提供し、地域住民の健康の保持・増進を図るとともに、健康増進センターを中核とした、市町の保健センター等への支援体制を構築する。

また、地域の総合的な医師確保対策を図るため、医師修学資金の貸与や臨床研修医等の本地域内定着に向けた研修体制の充実を図るとともに、看護職員確保対策の推進など、医療従事者の確保に努める。

医療提供体制については、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域医療構想を策定するとともに、地域において、医療関係者等の協力の下、地域の実情に応じて、脳卒中などの疾病別、周産期医療、小児医療などの事業別及び在宅医療の医療連携推進体制の整備を図る。また、地域における医師不足に対する効率的・安定的な医師派遣体制の構築に係る施策の推進

を図る。

さらに、へき地医療や救急医療の充実・強化については、無医地区等の医療の確保のため市町が設置するへき地診療所の運営及び施設・設備の整備を支援する。また、鹿児島県においては、へき地診療所等への代診医の派遣を行うへき地医療拠点病院の活動を支援し、宮崎県においては、日南市（南郷区域）、串間市において、巡回診療を計画的に実施する。

このほか、ドクターヘリを活用した救急医療体制の確保・充実のため、搬送元医療機関及び搬送先医療機関等、関係機関の連携強化に努める。

7 高齢者の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

高齢者の主体的な健康づくりの取組や、その豊富な知識、経験、技能を生かした社会参加による、生きがいつくりに取り組めるような環境整備を推進するとともに、高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭の中で安心して暮らしていけるよう、「鹿児島すこやか長寿プラン2015」及び「宮崎県高齢者保健福祉計画」に基づき、在宅・施設サービス基盤の充実や、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

また、核家族化の進行や地域の連帯意識の低下、就労形態の多様化などによる保育ニーズの多様化や、子ども同士のふれあい不足といった課題に対応するため、児童福祉の充実や地域ぐるみでの児童の健全育成を促進する。

さらに、「鹿児島県障害者計画」及び「宮崎県障がい者計画」に基づき、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指して「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図る。

このほか、結婚や子育ての相談体制の充実をはじめ、出会いの場の創出、多子世帯の経済的負担軽減等の対策を講じるなど、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

ア 高齢者の社会参加の推進

高齢者が長年の経験の中で培った知識や技能を生かして積極的に社会参加し、生きがいのある生活を送るとともに、地域社会の担い手として、地域づくり、健康づくり等への主体的参加を推進するため、「すこやか長寿社会運動」の展開や、老人クラブの育成及び活性化を支援する。

また、地域の福祉ニーズに対応した福祉サービスを自ら提供できる福祉拠点づく

りの推進や、シルバー人材センターの設置、運営等の就労対策の充実に努める。

イ 地域包括ケアシステム構築の推進

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるために、日常生活の場において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが、各地域の実情に応じたかたちで構築されるよう努める。

また、認知症の予防、早期診断・早期対応のシステムを構築するとともに、認知症高齢者が尊厳を保ち穏やかな生活を送り、また、その家族も安心して社会生活を営むことができるよう支援の充実に図る。

ウ 介護給付適正化の推進等

介護保険制度については、介護保険財政の安定的な運営を図るため、市町が行う介護予防やケアプランチェック等の介護給付適正化の取組を支援する。

エ 高齢者に適した住環境の形成促進

特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤の整備を促進するとともに、老朽化が進んでいる養護老人ホーム等は改築に努め、入所者の安全確保及び生活環境の改善を図る。

また、高齢者がゆとりを持って心豊かに暮らせるよう、高齢者向けの住宅建設や普及啓発など、住みよいまちづくりを促進する。

オ 人材の育成・確保

さらに、高齢者が質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、的確に受けられるようにするため、これらのサービスに従事する人材の育成・確保を図る。

(3) 児童福祉・障害者福祉その他の福祉の増進を図るための対策

保育ニーズの多様化に対応した保育対策の促進や、老朽保育所の改築等や保育所の整備を促進する。さらに、児童虐待をはじめとした社会的養護を必要とする要保護児童等への対応については、里親及びファミリーホーム又は児童養護施設等における家庭的養護の推進を図り、児童福祉の増進に努める。

また、障害者の自立と社会参加を推進するため、障害者が安心して生活できる福祉のまちづくりを推進するとともに、障害者を取り巻く環境が大きく変わりつつある中で、年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるような拠点づくりや在宅福祉サービスの充実を図るなど、サービスの量の確保に努める一方、障害の種別、障害の重度・重複化に対応したきめ細かい事業展開を図りながら、サービスの質の向上を促進する。

このほか、地域における民間福祉活動の推進のため、ボランティアの育成や地域福祉活動の中核的役割を担う市町の社会福祉協議会の基盤強化と活性化に努める。

(4) 安心して子どもを生み育てるための対策

安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、結婚や子育ての相談体制の充実をはじめ、出会いの場の創出、多子世帯の経済的負担軽減等の対策を講じるなど、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。

特に、平成27年3月に策定した平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする両県の「子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、保育所の待機児童の解消を図るなど、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努める。

また、広報誌や労働セミナー等を通じ、ワーク・ライフ・バランスという考え方の普及・啓発を図るとともに、仕事と家庭の両立支援や労働時間対策に関する各種助成制度等の周知を図るほか、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を登録し、広く県民に紹介することで、社会的に評価される仕組みをつくり、企業が行う、子育てを含む仕事と家庭の両立支援に対する自主的な取組を促進する。

8 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

鹿児島県域においては、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」と「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を図る。

宮崎県域においては、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンとして、「夢や希望を抱き、生涯にわたって自己実現を目指す人」，「ふるさとを愛し、地域や社会の発展に主体的に参画する人」，「グローバルな視野をもって活動する人」の育成に取り組む。

生涯学習推進については、県下全域を生涯学習のキャンパスとする「かごしま県民大学」構想の充実を図るため、かごしま県民大学中央センターを中核として、市町・大学・NPO等との連携を強化しながら、調査・研究、学習機会の提供及び指導者育成、学習情報の提供等を推進する。東部地区においては、多様化する学習ニーズに応え、いつでも、どこでも学ぶことができる学習環境の整備を図るため、公民館、各公共施設を拠点として、市町・大学・NPO等との連携を強化しながら、学習機会の提供及び指導者育成、みやざき学び応援ネット等による学習情報の提供等を推進する。

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、学力の向上、心の教育の充実、健康の保持増進や体力の向上、食育の推進、生徒指導の充実、教職員研修の改善充実等により学校教育の充実を図るほか、学校の施設設備については、安全・安心な学校づくりを促進する。このほか、東部地区においては、地域に密着した魅力と活力ある高校づくりのために県立高等学校の取組に対して支援するとともに、安全教育の充実を図る。

社会教育においては、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域ぐるみで子育てを支

援する基盤の整備に努めるとともに、家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備、家庭教育に関する情報の提供などを行い、家庭の教育力の向上を図る。

文化の振興については、個性豊かな地域文化を創造するため、地域住民が文化に親しむ環境の整備や、文化活動の促進、文化財の保存活用を図る。

さらに、地域住民の健康やスポーツに対するニーズの多様化・高度化に対応し、生涯にわたる健康づくり、スポーツ活動を一体的に促進するとともに、明るく健康で充実した生活を送ることができるよう、日常生活におけるスポーツ・レクリエーション活動の普及・促進を図る。このため、コミュニティスポーツクラブの設置促進・育成に努める。東部地区においては、地域住民が主体となって、気軽にスポーツが楽しめる総合型地域スポーツクラブの設立を促進し、クラブの活性化に向けた支援に努める。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

ア 学校・社会教育における人材育成

専門高校が地域の抱える課題の解決を目指して、地域（地域行政、商工会、事業所、NPO法人、小中学校、大学・短大等）と協働して実践的な取組を行うことにより、将来の地域の産業を担い、人間性豊かな創造力を持った地域貢献に資する人材の育成に努める。

また、全国から生徒募集する楠井中高一貫教育校において、全寮制で全人教育を行うことにより多様な人材を育成するとともに、地域における体験活動等を通して地方での人材育成を行うほか、東部地区においては、日南市や串間市において取り組まれている小中一貫教育や小中連携による教育の推進を通して、地域の課題解決に参画する人材育成を行う。

社会教育においては、指導者養成研修会を実施し、地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成するとともに、東

部地区においては、人材育成支援の機能を持つ施設として宮崎県教育研修センターの機能充実を図る。

また、生涯学習で学んだ成果を地域づくりに生かし、生涯学習のリーダーとなる人材を育成する。

さらに、学校のニーズに応じて支援活動を行う人材を育成し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進する。

イ 農林水産業における人材育成

農業においては、青少年、農業者及び農村地域の指導者等に対し、農業及び農村生活に関する高度な知識及び技術を習得させ、次代の農業及び農村を担う優れた農業者及び農村地域の指導者等を育成することを目的として設置した両県の県立農業大学校において、今後も、魅力ある農大づくりをはじめ入校生の確保を図りながら、新規就農希望者や離職者等の就農希望者を対象とした各種研修会の開催や、研究施設等での受入れ支援による人材育成・就農支援を図る。

林業については、U I J ターン者等を対象にした「鹿児島きこり塾」の開催や、（公社）宮崎県林業労働機械化センターによる支援などにより、新規就業に必要な技能を習得させるとともに、就業相談の窓口設置などにより、林業への就業を支援し、森林整備や木材生産を担う人材を育成する。

水産業については、活力ある漁村社会を築くため、「ザ・漁師塾」や「漁業実務体験研修」において、就業に必要な知識等を題材とした講習と実践的な漁業研修を行い、新規漁業者の確保を図る。

(3) 教育・文化施設等の整備

ア 学校教育・社会教育の充実

児童生徒の安全・安心な教育環境の確保を図るため、老朽化している校舎の新築や増改築、改修など市・町立小中学校施設設備の計画的な整備を促進するとともに、

県立学校施設設備の計画的な整備を推進する。このほか、東部地区においては、連携型中高一貫教育校を開設するとともに、学校再編に伴う中学校施設の改修等を実施する。

また、地域住民の学習活動の拠点となる公民館や図書館等の整備促進に努めるとともに、学習情報提供システムの整備等を進め、生涯学習ネットワーク化を促進する。

さらに、地域住民が気軽に多様なスポーツ活動に取り組めるよう、指導者の養成、団体の育成等に努めるほか、身近なスポーツ施設等の整備充実が図られるよう配慮する。

イ 鹿屋体育大学の充実

我が国唯一の国立の4年制体育大学である鹿屋体育大学については、競技スポーツ、生涯スポーツ及び武道の振興並びに健康増進センター等との連携による健康の保持増進といった教育研究内容の充実とともに、国際交流及び大学開放事業の促進を図る。また、発育発達段階に応じた科学的トレーニング方法の開発・研究を行うスポーツトレーニング教育研究センターについて、教育研究機能の一層の充実を図る。

(4) 地域文化の振興

文化芸術が彩る地域づくりを目指して、地域住民が様々な文化芸術に親しむことができるよう、自主的な文化活動の成果を発表・展示する機会や、学校等でのアウトリーチ活動など多様な形での芸術鑑賞機会の拡充に努めるとともに、様々な文化交流活動を促進する。

また、文化施設等の相互の連携及び運営の充実、文化情報提供機能の強化などに努めるほか、市町、文化団体等と一体となって、文化を通したひとづくり・まちづくりを進める。

さらに、国指定史跡志布志城跡について、城下の名勝など他の歴史的資産と一体化した街づくりを計画的に進めるなど、文化財の保存活用を地域活性化の一つのモデルとするとともに、本地域の貴重な国・県指定の史跡や天然記念物を広域的かつ一体的に整備し、住民が広くふるさとの歴史や伝統的な文化に慣れ親しみ、学習や憩いの広場となるよう、その活用を積極的に進める。

国指定重要文化財である旧吉松家住宅については、文化財を通じた情報発信を行うとともに、交流活動の拠点として文化公演や展示会等を実施するなど、その活用を積極的に進める。

9 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

我が国の人口は、平成 20 年をピークに減少に転じ、今後、さらに急激な人口減少が想定されている中で、地理的条件に恵まれない半島地域にあっては、外部からの交流人口を増加させ、地域の活性化を図ることが極めて重要となる。

幸い、本地域は世界に誇る活火山・桜島や本土最南端の地・佐多岬など、数多くの風光明媚な景勝地や観光スポットを有するとともに、古来より連綿として伝承されてきた伝統芸能などの文化的所産や地域の特色を反映した個性あるイベント、さらには全国屈指の農畜林水産業など、この地域ならではの多様で魅力に溢れた多くの地域資源に恵まれている。

また、ゆったりとした時間の流れる農山村のスローライフや、地域伝統のスローフードは人のこころを癒し、人間性を再生する機能等も有しており、今日その価値が改めて見直されている。

このため、こうした資源や機能等を効率的かつ最大限に生かしながら、本地域の自然や文化、農林水産業に直に触れる人々の拡大を目指して、広域的な観光ルートの確立や体験型・滞在型観光等の展開に努め、都市と農山漁村との交流や生産者と消費者の交流、いわゆる産直交流などを積極的に推進する。

また、県際交流の取組を支援するほか、アジア・太平洋農村研修村を活用しながら、国際交流・協力活動の積極的な推進を図る。

さらに、本地域と他地域を結び、人やものの交流の基礎となる各種交通体系の整備に努めるとともに、インターネットなどの高度情報通信ネットワークを活用して地域の魅力を情報発信する。

このほか、観光客をもてなすホスピタリティの向上や道路標識等の改善、姉妹都市等との交流の活発化を図る。

(2) 地域間交流の促進のための方策

変化に富んだ海岸線や河川，眺望に恵まれた高原や岬等の優れた自然環境や農林水産業等の特色ある地域資源を生かして，他地域とも連携した広域的な観光ルートの確立等を図るとともに，魅力ある観光地づくりや滞在型観光の振興を図る。

農村集落と大学やNPOなど地域外の多様な主体とが協働で取り組むむらづくりや日本型直接支払制度を活用した地域資源の保全を推進するとともに，かごしまグリーン・ツーリズム協議会やみやざきグリーンツーリズム協議会等と連携し，地域資源の発掘及び情報発信を行うとともに，グリーン・ツーリズム等の受け入れ体制の充実・強化を図り，都市と農村の交流を促進する。

また，大都市圏の定年退職者等のUIJターン等による新規就農に対応し，地域での受入体制の整備並びにその技術及び能力の活用を促進する。さらに農業者はもとより，その他の地域住民及び都市住民も潤いと安らぎを享受することができる農村社会を実現するため，集落排水施設等の生活環境の整備を進めるとともに，自然環境と調和した田園空間の整備を促進する。

また，歴史的・地理的なつながりなどの深い，曾於郡東部地区と串間市等との県際交流圏の形成への取組を支援するとともに，アジア・太平洋農村研修村の拠点施設であるアジア・太平洋農村研修センターの各種機能や，民族館の体験機能を生かし，民間の国際交流団体や関係地域との連携を図りながら，アジア・太平洋諸国をはじめとする海外諸国との国際交流・協力活動を促進する。

さらに，九州新幹線鹿児島ルートの中線開業を踏まえ，本地域と他地域を結び，人やものの交流の基礎となる道路や港湾など各種交通体系の整備に努める。

加えて，やすらぎと潤いを醸し出す美しい農山漁村景観の維持・保全に努めるとともに，都市住民の農林水産業・農山漁村に対する理解を促進し，地域の活性化を図るため，インターネットなどの高度情報通信ネットワークを通して，観光をはじめ特産品や自然，さらには歴史と伝統や新しい感性を生かした弥五郎どん祭りやかのやばら祭り，都井岬火まつり，ジャカランダまつり等の特色あるイベントなど，本地域の有する様々な魅力や情報を他の地域へ積極的に発信する。

このほか、豊富な食材に比べて僅少な土産品の開発を促進するとともに、親切で分かりやすい案内標識等の整備や情報提供に取り組むなど、受入体制の充実を図る。

また、観光客を温かく親切にもてなすホスピタリティの向上や、姉妹都市盟約などを締結している国内外のまちとの交流の一層の活発化と新たな姉妹都市の選定などを通じて、地域間交流の促進を図る。

10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

(1) 災害防除の方針

本地域は、その多くがシラスなどの災害に弱い特殊土壌に覆われていることに加え、台風銀座と呼ばれるほどの台風常襲地帯に位置している。

また、三方を海に囲まれ、高潮や津波に対して脆弱であることや、近年、国内外で大きな地震や津波が相次いで発生し、域内でも7市町が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定を受けるなど、住民の危機意識も高まっていることなどから、改めて災害に強い安全な地域づくりを目指すことが必要である。

このため、河川改修や海岸保全対策を推進し浸水被害地域の解消を図り、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施して、土砂災害危険箇所の解消を図るとともに、要配慮者利用施設や近年大きな被害を受けた地域の保全については、重点施策としてその推進を図る。

また、土砂災害防止法を受けて国が定めた基本方針に基づき、基礎調査を行い、関係市町と連携して土砂災害警戒区域等の指定を進める。

さらに、施設の耐震化や情報技術を活用して住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備等や既存施設の長寿命化計画の策定を促進する。

その他、「災害に強い県土づくり」を推進するため、地域ぐるみの避難体制の確立や情報伝達体制の整備などを促進するとともに、住民の防災意識の高揚に努める。また、消防施設・設備等消防力の充実強化を促進し、住民の安全確保に努める。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

かけがえない生命や貴重な財産を守るため、災害に事前に備えることが最も大切であることから、高齢者などのいわゆる災害時における「要配慮者」対策をはじめ、緊急時の行政の対応の在り方や、地域の防災意識の向上といったソフト面の対策と並んで、国土保全施設等のハード面の整備を計画的に推進する。

具体的には、河川氾濫による災害を未然に防止し、流域の安全性を高めるため、

肝属川について、支川始良川の改修やシラス堤強化対策等促進するとともに、雄川、甫木川、天神川などの河川改修を行う。また、福島川などにおいては、津波対策を行う。

また、災害が発生するおそれのある箇所については、地域の実情を踏まえた環境保全対策のもと、生態系や景観を考慮した砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等や、がけ地近接等危険住宅移転事業、保安林の復旧整備を図る治山事業及び海岸災害を未然に防止するための海岸保全施設の整備を計画的に推進し、国土の保全や災害の防止を図る。

また、戦時中に築造された防空壕等については、特殊地下壕等対策事業による埋戻し等の対策を促進し、住民の安心・安全を確保する。

さらに、災害に強い交通基盤の形成を目指し、緊急輸送道路の整備や道路防災対策の推進を図る。

このほか、建物の耐震化については、阪神・淡路大震災において死者の大半が家屋倒壊等による圧死や窒息死であったことなどの教訓を踏まえ、県有の防災拠点施設や避難救護施設を優先的に整備するとともに市町や民間の建築物についても、各種機会をとらえて耐震改修の普及・啓発に努め、本地域全体の建築物の耐震性向上を図る。

また、情報技術を活用した災害に関する情報収集・整理、伝達体制を整備し、住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備等を促進する。

(3) 防災体制の強化

市町、消防、県等で情報を収集・共有し、併せて、住民に迅速に情報を伝達するためにＬアラートを活用するシステムの整備を図る。

また、台風や豪雨、地震、火山等の災害に対する地域住民の防災意識の高揚に努めるとともに、災害危険箇所の把握・公表、自主防災組織の育成強化、地区防災計画の作成支援等を実施する。

さらに、消防需要に応じた消防力の充実強化を図るため、消防施設・設備の整備、消防団の活性化、救急業務の高度化等を積極的に促進するほか、石油コンビナート等特別防災区域の志布志地区における特殊災害の未然防止に努める。

さらに、交番・駐在所等を地域における「生活安全センター」として機能させるため、施設の建替え、警察車両の配備による機動力の強化、地域住民の自発的な地域安全活動への支援などを進め、地域の安全性の向上を図る。

特に、近年、子どもを対象にした凶悪犯罪が多発していることから、市町、学校、地域社会、警察などと連携を密にして子どもの安全対策に積極的に取り組む。

11 桜島火山との共存

(1) 桜島火山との共存の方針

地域の人々と極めて深い関わりを持つ桜島火山との共存を実現するうえから“火山を知り、火山とともに生き、火山を生かす”ための施策を総合的に展開する。

(2) “火山を知る”ための施策の推進

鹿児島地方気象台、京都大学防災研究所附属火山活動研究センター桜島火山観測所及び鹿児島大学等との緊密な連携を図り、情報収集等を行うとともに、降灰量調査など観測の継続を図る。

(3) “火山とともに生きる”ための施策の推進

火山活動の下での住民生活、産業活動を維持し、“火山との共存”を実現するため、住民の健康対策はもとより、道路等公共施設や農地の降灰除去対策、野尻川等における砂防、治山事業を積極的に推進するとともに、水資源の確保を図りながら、降灰に対応した土壌矯正及び被覆・洗浄施設の整備等の防災営農対策をはじめ、しいたけほだ木保全等の防災林業対策や海面環境保全等の防災漁業対策等の積極的な推進を図る。

また、降灰に配慮した快適な住まい、住環境づくりに努めるとともに、桜島及びその周辺の国・県道、港湾設備について整備促進を図る。

(4) “火山を生かす”ための施策の推進

火山噴出物の利用等の方策についての検討を各分野の協力の下に進める。また、これらと併せて、桜島や海潟の温泉を活用し、この地域の活性化を図る。

12 自然環境・地域環境の保全等

(1) 自然環境・地域環境の保全等の方針

霧島錦江湾，日南海岸，高隈山などの自然公園について，社会的条件の変化に対応しつつ，適正な保護・利用を図るとともに，引き続き，ウミガメや鳥獣等の保護に努める。

また，鹿児島県環境基本計画及び宮崎県環境計画に基づく総合的な対策とともに，各地域の現況に適合した環境保全対策を講じる。

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業については，適正な環境影響評価を実施するとともに，適切な環境保全対策を講じる。

(2) 自然環境の保全

霧島錦江湾国立公園，日南海岸国定公園，高隈山県立自然公園などの適正な保護・管理とともに，都井岬の馬，幸島の猿，佐多岬のソテツやサンゴなど貴重な野生生物の保護に努めるなど，自然環境の保全を図る。

また，稲尾岳，木場岳周辺において，照葉樹林とのふれあい，森林や林業への理解，自然環境の保全への意識の高揚を目的として，平成14年3月に「照葉樹の森」が開園されたことから，この貴重な照葉樹林について，適正な保護・管理を行い，自然環境の保全を図る。

(3) 地域環境の保全と管理

大気，水質等の環境を将来にわたって良好に保全するため，それぞれの地域の状況に適合した環境保全対策を進める。特に，鹿児島湾の水質保全を図るため，鹿児島湾ブルー計画に基づく総合的な環境保全対策を進める。

開発を進めるに当たっては，あらかじめ環境に与える影響を十分に検討するなど，環境保全に配慮するとともに，新たな産業立地についても適切な環境保全対策を講じるなどして公害を防止し，潤いとやすらぎのある快適な環境の形成に努める。

参 考 資 料

- 大隅地域構成市町
- 大隅地域の現状
 - ・ 人口の推移，財政力指数
 - ・ 産業別就業者数
 - ・ 年齢別人口，市町村民所得
- 関係法令等
 - ・ 半島振興法
 - ・ 半島振興法施行令
 - ・ 半島振興法施行規則

大隅地域構成市町



大 隅 地 域 の 現 状

【人口の推移，財政力指数】

(単位：人)

市 町 名		昭和30年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年	人口増減率		財政力指数 平成25年
		1955	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	H22/S30	H22/H17	
日 南 市	南郷区域	15,056	12,959	13,907	13,707	13,242	12,616	12,064	11,614	10,642	-29.3	-8.4	—
串 間 市		42,305	30,038	29,420	28,328	26,734	25,243	23,647	22,118	20,453	-51.7	-7.5	0.24
(宮崎県分小計)		57,361	42,997	43,327	42,035	39,976	37,859	35,711	33,732	31,095	-45.8	-7.8	(※1)0.24
鹿児島市	東桜島地区	5,040	3,612	3,179	2,729	2,328	2,016	1,665	1,622	1,418	-71.9	-12.6	—
	桜島区域	7,666	6,563	6,098	5,593	5,245	4,903	4,678	4,425	3,907	-49.0	-11.7	
鹿 屋 市	鹿屋区域	76,132	67,951	73,242	76,029	77,655	79,403	81,084	81,471	81,776	7.4	0.4	0.44
	輝北区域	9,824	5,930	5,428	5,049	4,897	4,554	4,412	4,108	3,700	-62.3	-9.9	
	串良区域	18,518	13,358	13,828	14,058	13,817	13,754	13,613	13,272	12,601	-32.0	-5.1	
	吾平区域	10,974	7,551	7,507	7,517	7,392	7,348	7,353	7,357	6,993	-36.3	-4.9	
垂 水 市		36,672	24,422	24,179	23,504	22,264	20,933	20,107	18,928	17,248	-53.0	-8.9	0.26
曾 於 市	大隅区域	24,975	16,673	16,059	15,805	14,919	14,335	13,581	12,575	11,277	-54.8	-10.3	0.28
	財部区域	18,369	12,043	11,984	11,891	11,597	11,247	10,924	10,222	9,346	-49.1	-8.6	
	末吉区域	28,851	21,049	21,017	21,173	20,976	20,746	20,405	19,490	18,598	-35.5	-4.6	
志布志市	松山区域	8,277	5,677	5,477	5,436	5,289	5,156	4,967	4,666	4,323	-47.8	-7.4	0.35
	志布志区域	26,650	19,716	20,401	20,248	19,350	19,216	18,825	18,327	17,463	-34.5	-4.7	
	有明区域	18,272	12,537	12,526	12,703	12,677	12,322	12,174	11,777	11,248	-38.4	-4.5	
大 崎 町	大崎区域	24,760	17,608	17,527	17,689	16,828	16,480	16,018	15,303	14,215	-42.6	-7.1	0.30
東串良町	東串良区域	11,970	8,419	8,440	8,254	8,119	7,868	7,530	7,122	6,802	-43.2	-4.5	0.42
錦 江 町	大根占区域	14,949	10,042	9,449	8,992	8,365	7,983	7,479	6,929	6,311	-57.8	-8.9	0.17
	田代区域	7,603	4,917	4,380	4,051	3,874	3,625	3,410	3,086	2,676	-64.8	-13.3	
南大隅町	根占区域	13,589	9,313	8,652	8,213	7,768	7,322	6,945	6,604	6,066	-55.4	-8.1	0.16
	佐多区域	11,239	6,724	5,692	5,256	4,758	4,301	3,796	3,293	2,749	-75.5	-16.5	
肝 付 町	内之浦区域	11,792	7,498	6,863	6,519	5,744	5,156	4,786	4,326	3,827	-67.5	-11.5	0.27
	高山区域	22,580	16,394	16,498	16,436	15,798	15,161	14,737	13,981	13,333	-41.0	-4.6	
(鹿児島県分小計)		408,702	297,997	298,426	297,145	289,660	283,829	278,489	268,884	255,877	-37.4	-4.8	(※2)0.33
大 隅 地 域 計		466,063	340,994	341,753	339,180	329,636	321,688	314,200	302,616	286,972	-38.4	-5.2	(※3)0.32
宮 崎 県 計		1,139,384	1,085,055	1,151,587	1,175,543	1,168,907	1,175,800	1,170,007	1,153,042	1,135,233	-0.4	-1.5	0.30
鹿 児 島 県 計		2,044,112	1,723,902	1,784,623	1,819,270	1,797,824	1,794,224	1,786,194	1,753,179	1,706,242	-16.5	-2.7	0.30

(資料) 昭和30年～平成22年国勢調査，鹿児島県総務部市町村課「市町村普通会計決算の概要」

大隅地域の財政力指数は，半島地域を構成する自治体の基準財政収入額の合計値を基準財政需要額の合計値で除した数値の3か年平均である。

(※1) 日南市を除く (※2) 鹿児島市を除く (※3) 日南市及び鹿児島市を除く

[産業大分類別・男女別 15 歳以上就業者数]

市 町 名		総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業					
			総 数	農業、 林業	うち 農業	漁業	総 数	鉱業、採 石業、砂 利採取業	建設業	製造業	総 数	電気・ガ ス・熱供 給・水道 業
日 南 市	南郷区域	4,975	1,202	630	619	572	778	1	285	492	2,991	7
串 間 市		9,399	2,629	2,342	2,220	287	1,575	4	676	895	5,138	16
宮 崎 県 小 計		14,374	3,831	2,972	2,839	859	2,353	5	961	1,387	8,129	23
鹿児島市	東桜島地区	541	83	47	47	36	99	2	79	18	290	1
	桜島区域	1,799	341	265	265	76	186	1	123	62	1,126	4
鹿 屋 市	鹿屋区域	36,414	2,908	2,706	2,582	202	6,125	20	2,799	3,306	25,558	226
	輝北区域	1,804	784	782	774	2	287	0	145	142	680	2
	串良区域	6,111	1,710	1,673	1,658	37	1,163	3	513	647	3,177	8
	吾平区域	3,156	565	562	541	3	798	3	317	478	1,786	8
垂 水 市		7,685	1,500	1,075	1,041	425	1,719	22	598	1,099	4,449	16
曾於市	大隅区域	5,606	1,652	1,644	1,617	8	1,089	0	473	616	2,853	7
	財部区域	4,337	1,103	1,103	1,047	0	974	2	388	584	2,255	11
	末吉区域	8,824	2,044	2,041	2,002	3	1,979	2	687	1,290	4,665	11
志布志市	松山区域	2,300	907	905	895	2	369	3	161	205	1,014	6
	志布志区域	7,756	1,082	965	939	117	1,578	8	627	943	4,764	25
	有明区域	5,707	1,742	1,654	1,635	88	1,164	6	431	727	2,663	7
大 崎 町		7,040	2,104	1,978	1,949	126	1,646	14	604	1,028	3,266	13
東串良町		3,368	1,184	1,114	1,105	70	582	6	281	295	1,597	0
錦江町	大根占区域	2,895	1,004	960	934	44	417	2	225	190	1,462	2
	田代区域	1,093	389	387	355	2	197	2	84	111	503	0
南大隅町	根占区域	2,645	825	779	746	46	410	0	204	206	1,410	0
	佐多区域	946	360	283	278	77	120	0	58	62	466	2
肝付町	内之浦区域	1,566	482	281	243	201	256	0	130	126	828	3
	高山区域	5,632	836	781	760	55	1,371	13	647	711	3,416	9
鹿 児 島 県 小 計		117,225	23,605	21,985	21,413	1,620	22,529	109	9,574	12,846	68,228	361
大 隅 地 域 計		131,599	27,436	24,957	24,252	2,479	24,882	114	10,535	14,233	76,357	384
宮 崎 県 計		531,213	60,300	56,778	53,258	3,522	110,638	158	45,554	64,926	341,523	2,224
鹿 児 島 県 計		776,993	77,967	72,086	70,028	5,881	146,393	659	63,467	82,267	522,291	3,664

(資料) 平成 22 年国勢調査

(注) 総数には分類不能を含む。

(単位：人)

第 3 次 産 業

情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されるものを除く）
13	528	644	117	18	44	242	171	131	657	114	163	142
22	307	1,142	107	36	126	383	294	234	1,357	195	374	545
35	835	1,786	224	54	170	625	465	365	2,014	309	537	687
0	25	60	6	3	5	46	10	15	58	7	44	10
11	167	259	33	12	17	113	42	60	190	31	103	84
162	1,134	5,987	703	331	734	2,076	1,330	2,037	6,022	394	1,511	2,911
1	52	130	12	6	33	36	33	37	166	31	64	77
15	206	857	88	45	127	251	171	160	743	57	221	228
4	98	439	49	15	48	103	100	67	539	61	124	131
27	318	1,271	122	30	74	356	245	219	978	124	281	388
10	170	641	67	30	132	176	128	146	755	129	167	295
16	188	583	44	4	59	153	141	93	587	65	184	127
25	385	1,146	84	41	161	347	237	235	1,112	187	394	300
5	73	206	24	4	43	45	49	38	301	46	74	100
24	518	1,077	103	48	139	404	239	275	1,059	110	341	402
12	232	553	49	20	97	157	143	143	670	120	232	228
18	268	758	83	26	88	229	215	183	781	104	282	218
10	107	416	31	22	47	93	94	73	388	41	138	137
6	58	366	43	8	22	89	67	75	415	56	114	141
0	35	121	9	1	11	13	17	23	143	24	41	65
6	80	372	41	9	16	69	74	92	369	43	120	119
0	37	102	9	0	2	30	19	43	105	28	34	55
1	57	173	10	4	31	85	40	28	202	39	75	80
11	174	845	86	30	139	234	207	205	840	102	241	293
364	4,382	16,362	1,696	689	2,025	5,105	3,601	4,247	16,423	1,799	4,785	6,389
399	5,217	18,148	1,920	743	2,195	5,730	4,066	4,612	18,437	2,108	5,322	7,076
5,279	21,864	85,108	10,794	6,027	11,731	28,964	20,186	23,542	70,635	5,797	26,213	23,159
6,983	35,973	129,557	15,863	8,747	16,632	46,843	28,388	36,596	111,597	9,143	35,822	36,483

[年齢別人口，市町村民所得]

(単位：人，() は%)

市町名		年少人口 (0～14歳)				生産年齢人口 (15～64歳)				老年人口 (65歳以上)				1人当たり 市町村民所得 (千円)
		平成7年		平成22年		平成7年		平成22年		平成7年		平成22年		平成24年
日南市	南郷区域	2,268	(18.0)	1,282	(12.1)	7,804	(61.9)	6,109	(57.4)	2,544	(20.2)	3,248	(30.5)	—
串間市		4,472	(17.7)	2,356	(11.5)	14,535	(57.6)	10,733	(52.6)	6,236	(24.7)	7,315	(35.9)	1,835
(宮崎県分小計)		6,740	(17.8)	3,638	(11.7)	22,339	(59.0)	16,842	(54.3)	8,780	(23.2)	10,563	(34.0)	(※1)1,835
鹿児島市	東桜島地区	216	(10.7)	152	(10.7)	1,091	(54.1)	613	(43.2)	709	(35.2)	653	(46.1)	—
	桜島区域	661	(13.5)	462	(11.8)	3,004	(61.3)	2,013	(51.5)	1,238	(25.2)	1,432	(36.7)	
鹿屋市 (H18.1.1 合併)	鹿屋区域	15,646	(19.7)	12,927	(15.9)	50,791	(64.0)	49,953	(61.3)	12,966	(16.3)	18,555	(22.8)	2,310
	輝北区域	669	(14.7)	400	(10.8)	2,607	(57.2)	1,811	(48.9)	1,278	(28.1)	1,489	(40.2)	
	串良区域	2,487	(18.1)	1,685	(13.4)	8,477	(61.6)	7,158	(56.8)	2,790	(20.3)	3,758	(29.8)	
	吾平区域	1,327	(18.1)	1,020	(14.6)	4,402	(59.9)	3,795	(54.3)	1,619	(22.0)	2,178	(31.1)	
垂水市		3,248	(15.5)	1,773	(10.3)	11,974	(57.2)	9,434	(54.7)	5,711	(27.3)	6,041	(35.0)	2,070
曽於市	大隅区域	2,547	(17.8)	1,215	(10.8)	8,247	(57.5)	5,916	(52.5)	3,541	(24.7)	4,139	(36.7)	2,004
	財部区域	1,797	(16.0)	972	(10.4)	6,562	(58.3)	4,915	(52.6)	2,888	(25.7)	3,457	(37.0)	
	末吉区域	3,530	(17.0)	2,281	(12.3)	12,561	(60.5)	10,314	(55.5)	4,655	(22.4)	5,991	(32.2)	
志布志市 (H18.1.1 合併)	松山区域	905	(17.6)	537	(12.4)	2,996	(58.1)	2,294	(53.1)	1,255	(24.3)	1,492	(34.5)	2,274
	志布志区域	3,478	(18.1)	2,343	(13.4)	11,658	(60.7)	9,917	(56.9)	4,080	(21.2)	5,176	(29.7)	
	有明区域	2,381	(19.3)	1,603	(14.3)	7,352	(59.7)	6,300	(56.0)	2,589	(21.0)	3,340	(29.7)	
大崎町	大崎区域	2,900	(17.6)	1,657	(11.7)	10,099	(61.3)	7,964	(56.1)	3,481	(21.1)	4,574	(32.2)	2,260
東串良町	東串良区域	1,336	(17.0)	853	(12.5)	4,533	(57.6)	3,645	(53.6)	1,999	(25.4)	2,304	(33.9)	2,044
錦江町	大根占区域	1,333	(16.7)	756	(12.0)	4,451	(55.8)	3,141	(49.9)	2,199	(27.5)	2,400	(38.1)	1,757
	田代区域	561	(15.5)	239	(8.9)	1,924	(53.1)	1,249	(46.7)	1,140	(31.4)	1,187	(44.4)	
南大隅町	根占区域	1,123	(15.3)	666	(11.0)	4,215	(57.6)	3,026	(49.9)	1,984	(27.1)	2,374	(39.1)	1,733
	佐多区域	579	(13.5)	205	(7.5)	2,172	(50.5)	1,097	(39.9)	1,550	(36.0)	1,447	(52.6)	
肝付町	内之浦区域	702	(13.6)	296	(7.7)	2,911	(56.5)	1,763	(46.1)	1,543	(29.9)	1,768	(46.2)	1,951
	高山区域	2,513	(16.6)	1,602	(12.0)	8,939	(59.0)	7,206	(54.1)	3,709	(24.5)	4,520	(33.9)	
(鹿児島県分小計)		49,939	(17.6)	33,644	(13.2)	170,966	(60.2)	143,524	(56.2)	62,924	(22.2)	78,275	(30.6)	(※2)2,168
大隅地域計		56,679	(17.6)	37,282	(13.0)	193,305	(60.1)	160,366	(56.0)	71,704	(22.3)	88,838	(31.0)	(※3)2,143
宮崎県計		210,806	(17.9)	158,588	(14.0)	760,751	(64.7)	680,854	(60.2)	204,222	(17.4)	291,301	(25.8)	2,281
鹿児島県計		319,918	(17.8)	233,379	(13.7)	1,120,432	(62.4)	1,016,150	(59.8)	353,857	(19.7)	449,692	(26.5)	2,387

(資料)平成22年国勢調査，市町村民所得推計報告書

年齢不詳は含まない。

(※1)日南市を除く (※2)鹿児島市を除く (※3)日南市及び鹿児島市を除く

○半島振興法（昭和60年法律第63号）

（目的）

第一条 この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

（指定）

第二条 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、次の各号に掲げる要件に該当し、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域を半島振興対策実施地域として指定する。

- 一 二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域であること。
 - 二 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。
 - 三 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。
- 2 都道府県は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村に協議しなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の申請をしようとする場合において当該申請に係る地域が沖縄県の区域内にあるものであるときは、内閣総理大臣を経由しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定をするときは、当該半島振興対策実施地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

（半島振興計画の作成等）

第三条 前条第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定があつたときは、関係都道府県は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興に関する計画（以下「半島振興計画」という。）を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定により半島振興計画に同意しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の半島振興計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議

しなければならない。

- 4 都道府県は、第一項の協議をしようとする場合において当該半島振興計画に係る地域が沖縄県の区域内にあるものであるときは、内閣総理大臣を経由して、当該半島振興計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 5 前各項の規定は、半島振興計画を変更する場合について準用する。
- 6 半島振興対策実施地域をその区域に含む市町村（以下「半島地域市町村」という。）は、単独で又は共同して、関係都道府県に対し、半島振興計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る半島振興計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- 7 前項の規定による提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき半島振興計画を変更するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした半島地域市町村に通知しなければならない。この場合において、半島振興計画を変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（半島振興計画の内容）

第四条 半島振興計画には、当該半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に関し必要な次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の当該半島振興対策実施地域と国内の地域との間及び当該半島振興対策実施地域内の交通通信の確保に関する事項
- 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項
- 四 水資源の開発及び利用に関する事項
- 五 生活環境の整備に関する事項
- 六 医療の確保等に関する事項
- 七 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- 八 教育及び文化の振興に関する事項
- 九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- 十 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化に関する事項

- 2 前項各号に掲げるもののほか、半島振興計画には、振興の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。
- 3 半島振興計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならない。

（半島振興計画に基づく事業の実施）

第五条 半島振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の施策)

第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。

2 国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興において重要であることに鑑み、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第八条 地方公共団体が半島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)

第九条 国及び地方公共団体は、半島振興計画の達成に資すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、半島振興対策実施地域の区域内において行う工場、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(産業振興促進計画の認定)

第九条の二 半島地域市町村は、単独で又は共同して、当該半島地域市町村に係る半島振興対策実施地域に係る半島振興計画（以下「関係半島振興計画」という。）に即して、主務省令で定めるところにより、当該半島地域市町村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画（以下「産業振興促進計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 産業振興促進計画の区域（以下「計画区域」という。）
- 二 当該計画区域において振興すべき業種
- 三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項
- 四 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 産業振興促進計画の目標
- 二 その他主務省令で定める事項

4 第二項第三号に掲げる事項には、半島地域市町村における産業の振興を促進するために特に重要と認められるものとして、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該半島地域市町村の区域において生産された農林水産物の販売、当該農林水産物の利用の促進その他の当該半島地域市町村における農林水産業の振興に資する事業に関する事項
 - 二 当該半島地域市町村の区域における企業の立地の促進、工業生産設備の新增設、商品の販売又は役務の提供の促進、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の当該半島地域市町村における商工業の振興に資する事業に関する事項
 - 三 情報通信技術の活用による役務の提供の促進その他の情報通信業の振興に資する事業に関する事項
 - 四 当該半島地域市町村の区域の観光資源を活用した観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の当該半島地域市町村における観光の振興に資する事業に関する事項
- 5 前項に定めるもののほか、第二項第三号に掲げる事項には、補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。以下同じ。）に関する事項を記載することができる。
- 6 半島地域市町村は、産業振興促進計画に第二項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。
- 7 次に掲げる者は、半島地域市町村に対して、産業振興促進計画を作成することを提案することができる。この場合においては、関係半島振興計画に即して、当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- 一 当該提案に係る産業振興促進計画に記載しようとする第二項第三号に規定する事業を実施しようとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興促進計画に関し密接な関係を有する者
- 8 前項の規定による提案を受けた半島地域市町村は、当該提案に基づき産業振興促進計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興促進計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 9 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 関係半島振興計画に適合するものであること。
 - 二 当該産業振興促進計画の実施が計画区域における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 10 主務大臣は、産業振興促進計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（次条第二項及び第九条の五から第九条の七までにおいて単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

- 11 主務大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定に関する処理期間）

第九条の三 主務大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第九項の認定に関する処分を行わなければならない。

- 2 関係行政機関の長は、主務大臣が前項の処理期間中に前条第九項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定産業振興促進計画の変更）

第九条の四 半島地域市町村は、第九条の二第九項の認定を受けた産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

- 2 第九条の二第六項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定産業振興促進計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第九条の五 主務大臣は、第九条の二第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けた半島地域市町村（以下「認定半島地域市町村」という。）に対し、認定産業振興促進計画（認定産業振興促進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

- 2 関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載されている場合には、認定半島地域市町村に対し、当該補助金等交付財産活用事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第九条の六 主務大臣又は関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載されている場合において、当該補助金等交付財産活用事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定半島地域市町村に対し、当該補助金等交付財産活用事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第九条の七 主務大臣は、認定産業振興促進計画が第九条の二第九項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定産業振興促進計画に補助金等交付財産活用事業に関する事項が記載されているときは、主務大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、主務大臣に意見を述べることができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に補助金

等交付財産活用事業に関する事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、主務大臣に意見を述べることができる。

4 第九条の二第十一項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）

第九条の八 半島地域市町村が、第九条の二第二項第三号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

（農地法等による処分についての配慮）

第九条の九 国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の土地を認定産業振興促進計画に記載された事業の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該計画区域における産業の振興に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

（中小企業者に対する配慮）

第九条の十 国及び地方公共団体は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

（必要な援助）

第九条の十一 主務大臣は、第九条の二第四項各号に掲げる事項が記載された産業振興促進計画について認定をしたときは、認定半島地域市町村に対し、当該事項の実施に必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

（半島循環道路等の整備）

第十条 国は、半島振興計画に基づく事業のうち、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路又は半島振興対策実施地域と一般国道その他の政令で定める交通施設とを連絡する主要な道路であつて、当該半島振興対策実施地域の振興のために特に重要と認められるものとして国土交通大臣が指定するものの整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう特に配慮するものとする。

（基幹的な市町村道等の整備）

第十一条 半島振興対策実施地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下「基幹的な市町村道等」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、半島振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政

令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行うものとする。

- 3 第一項の規定により都道府県が行う基幹的市町村道等の新設及び改築に係る事業（以下「基幹的市町村道等整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 4 基幹的市町村道等整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹的市町村道等を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
- 5 第三項の規定により基幹的市町村道等整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号。以下「負担特例法」という。）第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹的市町村道等整備事業（北海道の区域における基幹的市町村道等整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の前国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。
- 6 北海道の区域における基幹的市町村道等整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の前国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹的市町村道等整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。
 - 一 北海道の区域以外の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の前国の負担割合を北海道の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合
 - 二 北海道の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に係る経費に対する国の負担割合

（小型航空機用飛行場等の整備）

第十二条 国は、半島振興対策実施地域の特性に即した地域的な航空運送を確保するため、地方公共団体が半島振興計画に基づいて実施する小型の航空機の用に供する公共用飛行場その他の航空運送の用に供する施設の整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

（地域公共交通の活性化及び再生）

第十二条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における住民の自立した

日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、半島振興対策実施地域内の交流及び半島振興対策実施地域と国内の地域との交流の促進等を図るため、地域公共交通の活性化及び再生について適切な配慮をするものとする。

（情報の流通の円滑化及び通信体系の充実）

第十三条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差の是正、半島振興対策実施地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

（農林水産業その他の産業の振興）

第十三条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

（就業の促進）

第十三条の三 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の住民及び半島振興対策実施地域へ移住しようとする者の半島振興対策実施地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（生活環境の整備）

第十三条の四 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水、廃棄物及び海岸漂着物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（医療の確保）

第十三条の五 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。）の整備等について適切な配慮をするものとする。

（介護サービスの確保等）

第十三条の六 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における介護サービスの確保及び充実を図るため、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに

従事する者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について適切な配慮をするものとする。

（高齢者の福祉の増進）

第十四条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

（地域文化の振興等）

第十五条 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

（観光の振興及び交流の促進）

第十五条の二 国及び地方公共団体は、半島地域には優れた自然の風景地、半島地域において伝承されてきた文化的所産等の観光資源が存すること等の特性があることに鑑み、半島振興対策実施地域の活性化に資するため、半島振興対策実施地域における観光の振興並びに半島振興対策実施地域内の交流並びに半島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

（多様な人材の育成のための教育の充実）

第十五条の三 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の振興に資する多様な人材を育成するため、必要な教育に関する施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（防災対策の推進）

第十五条の四 国及び地方公共団体は、半島地域が三方を海に囲まれている等厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、半島振興対策実施地域において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

（税制上の措置）

第十六条 国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、地方公共団体が、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又

は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 製造の事業

二 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて総務省令で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業

三 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業

四 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

五 旅館業（下宿営業を除く。）

（国土審議会の調査審議等）

第十八条 国土審議会は、主務大臣の諮問に応じ、半島振興に関する重要事項について調査審議する。

2 国土審議会は、半島振興に関する重要事項について、必要があると認めるときは、国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれら的大臣以外の関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

（主務大臣等）

第十九条 第二条第一項及び第四項、第九条の二から第九条の八まで、第九条の十一並びに前条第一項における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2 第三条第一項、第二項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

3 第九条の二第一項及び第三項第二号並びに第九条の四第一項における主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 (略)

○半島振興法施行令（昭和61年政令第243号）

（主要な道路により連絡される交通施設）

第一条 半島振興法（以下「法」という。）第十条の一般国道その他の政令で定める交通施設は、一般国道、高速自動車国道、新幹線鉄道の停車場及び空港とする。

（基幹的な市町村道等の指定等）

第二条 法第十一条第一項の政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とする。

2 都道府県は、法第十一条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第十一条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わつて行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号又は第三十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○半島振興法施行規則（平成27年総務省・農林水産省・国土交通省令第2号）

（産業振興促進計画の認定の申請）

第一条 半島振興法（以下「法」という。）第九条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする半島地域市町村は、申請書に産業振興促進計画を記載した書類及び次に掲げる図書を添えて、これらを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 計画区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び計画区域を表示した付近見取図
- 二 産業振興促進計画の工程表及びその内容を説明した文書
- 三 法第九条の二第五項に規定する事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類
- 四 法第九条の二第六項に規定する同意を得たことを証する書面
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 産業振興促進計画に法第九条の二第五項に規定する事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。

（産業振興促進計画の記載事項）

第二条 法第九条の二第三項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 産業振興促進計画の名称
- 二 産業振興促進計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- 三 計画区域における産業の振興を促進する上での課題
- 四 関係都道府県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、計画区域における産業の振興を促進するために必要な事項

（産業振興促進計画の変更の認定の申請）

第三条 法第九条の四第一項の規定により産業振興促進計画の変更の認定を受けようとする半島地域市町村は、申請書にその変更内容を明らかにした書類及び第一条第一項各号に掲げる図書のうち当該産業振興促進計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを主務大臣に提出しなければならない。

（法第九条の四第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第四条 法第九条の四第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 二 計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、産業振興促進計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。